協働のまちづくり
提言書

～新たな公共観に立って～

平成２２年２月１０日

岩沼市協働のまちづくり推進会議
岩沼市協働のまちづくり検討委員会

はじめに

この提言書は、市民で構成する「協働のまちづくり推進会議」と職員で構成する「協働のまちづくり検討委員会」で、新総合計画で掲げた「協働のまちづくり」を推進するための方策等について、２年の年月をかけ検討した結果をまとめたものです。

さて、今なぜ協働なのでしょうか。

田園と里山の彩りも鮮やかな岩沼市は、交通アクセスも申し分なく気候温暖な住みやすいまちです。

また、民間経済情報誌が発表した「全都市（８０６都市）ランキング（２００９年版）」では、住みよさランキング（安心度、利便度、快適度、富裕度、住居水準充実度の５つの観点から評価）が宮城県で第２位、東北地方で第６位、全国で第１４５位と高い評価を得ています。

しかし、全国に目を向けると社会経済状況は厳しく、特に、少子高齢化、経済の不況、環境問題の顕在化等により社会構造や政策が大きく変化しています。

そのため、公共的なニーズは、複雑化、重層化、潜在化するなど、行政からは見えにくく、既存の行政システムのみでは解決しにくいものになってきています。

岩沼市においても、近い将来、生産年齢人口は減少に転じることが予想され、高齢化率の急伸は否めないなど、激変する時代潮流の渦中にあります。

このような中、全国では、人や地域の絆や繋がりによる地域再生の動きが活発化し、複雑・多様化する地域における社会的課題を解決する手段についても、市民と行政が良いパートナーとして連携･協力しながら、お互いに相手がわかる言葉と仕事のスタイルで進める市民協働型のまちづくり活動が展開されてきています。

これらの活動とともに、「まち」が自分達に何をしてくれるかではなく、自分達が「まち」のために何ができるかという方向への変革が起きている今、これまでの行政中心に行われてきた「公共」から、市民が主体性を持ち担っていく「新しい公共観」への転換が必要になっています。

さらに、自らがまちづくりに参画する充実感は、その活動に参加する人やそのまちに暮らす人々の満足度を高め、住みよいまちづくりを進めていく原動力となります。

この提言書をともに作成した「協働のまちづくり推進会議」と「協働のまちづくり検討委員会」の委員共通の想いとして、この提言から一人でも多くの市民が手を携えて市民活動の活性化へ新たな一歩を踏み出し、一人ひとりの市民が努力することにより、より満足度の高い岩沼市を次世代へ引き継いでいけるものと確信しています。

そして、市民と行政が、また、市民と市民が時間をかけて対話を重ねるだけ、岩沼市らしい協働の仕組みと文化が出来上がるものと信じます。

最後に、この提言書を策定するにあたり、調査にご協力いただいた団体や個人の皆さま、さらに、ご助言をいただいた、特定非営利活動法人せんだい･みやぎＮＰＯセンター代表理事の加藤哲夫様、そして、ご支援をいただいた宮城県に感謝の意を表すとともに、この提言書が契機となり、更なる市民活動の活性化と市民主体のまちづくりが促進されることを切望します。

市民の活動が息吹く岩沼市。それは、「まちを楽しみ、まちで楽しむ、まちはみんなの宝物」となるまちです。

目　次

１　協働のまちづくり ---------- １

(1) 協働とは ---------- １

(2) 協働に関する基本原則 ---------- ２

(3) 協働の目的 ---------- ３

(4) 協働の効果 ---------- ３

(5) 市民と行政の役割 ---------- ４

２　協働の現状と課題 ---------- ６

(1) 協働の現状 ---------- ６

(2) 協働の課題 ---------- ８

３　協働の実現に向けて ---------- １０

(1) 活動の基盤整備 ---------- １０

(2) 情報ネットワークの強化 ---------- １１

(3) 人材・市民活動団体の育成 ---------- １２

４　協働を推進するための具体的な取組み ---------- １４

(1) 活動の基盤整備 ---------- １４～４２

(2) 情報ネットワークの強化 ---------- ４３～４８

(3) 人材・市民活動団体の育成 ---------- ４９～５５

５　その他資料 ---------- ５６～６１

1　協働のまちづくり

岩沼市では、平成１６年に策定した新総合計画において「成熟安定のまちづくり」への転換を図るために、行政が、高品質、高付加価値な行政サービスの提供を目指すだけでなく、市民(※１)一人ひとりが様々な立場で責任と役割を担い、参画・連携の意識を持って、互いに協力していくことにより、「協働」によるまちづくりを進めることとしています。

これまでも地域においては、町内会やＮＰＯ、事業者といった民間の様々な主体が、あらゆる分野において公共的な仕事を担ってきましたが、行政がやっていることだけを公共と呼ぶといった「古い公共観」が根強く残っていることも否めません。

そのため、本提言書は、この「古い公共観」から脱却し、市民をはじめとした民間の様々な主体による自発的な「新しい公共」と行政による「制度化された公共」が対等に連携し、公共的な仕事をしていく「新しい公共観」に立ち、協働によるまちづくりを進めるための方向性を示す役割を果たすものであると考えます。

(1)　協働とは

協働とは、市民活動団体（※２）等と行政が互いに尊重し合いながら対等の立場でまちづくりのために努力し、市民福祉の増進に向けた地域交流の活性化や地域における課題解決という共通の目的のために、創造的かつ持続的に取り組むことです。(図１)

なお、本来の協働とは、市民側も行政側も、互いのパートナーとして、それぞれ自立した意思決定ができる一定の組織性を持つことが前提となります。

そのため、委員会やパブリック・コメント（意見公募手続き）の様な行政施策に対する個人レベルでの参加や地域清掃など行政の呼びかけに対して個人が参加する形態については、協働よりも市民参加に位置づけられますが、それも本来の協働に継続発展していく過程であると捉え、本提言書では、この市民参加を含め広義の意味の協働とすることにします。(図２)

（図１）
※３

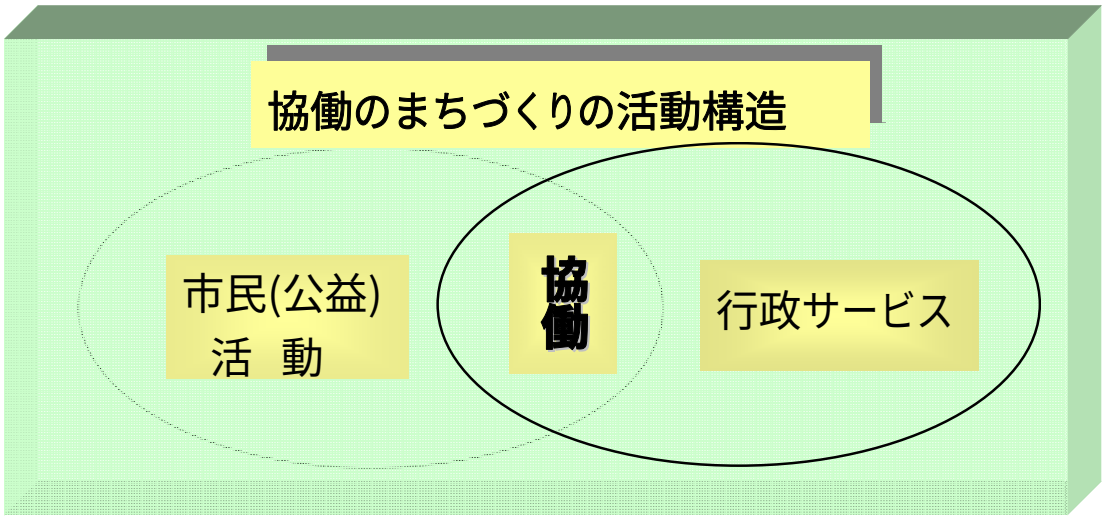

(※１) 新総合計画では、住民･各種団体･企業、その他まちづくりにかかわるすべての活動主体を総称して「市民」と表現しています。
(※２) 市民活動団体：自らの価値観、信念、関心に基づき、市民生活と地域社会への貢献を目的として活動する任意団体や特定非営利活動法人、事業所、町内会、学校などの団体を総称します。
(※３) 市民（公益）活動の担い手は、個人、市民団体、NPO 法人、事業所、町内会、学校等、公益活動を行う全ての人々です。

(図２)

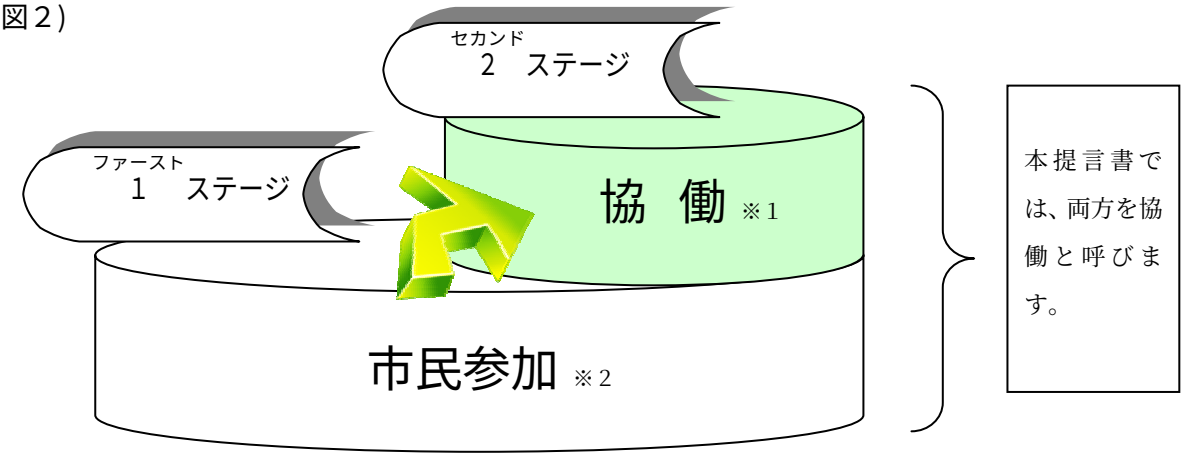

(※１)協　働：地域の課題解決に向け、行政単独では解決できない問題や市民だけでは解決できない問題などに対し、市民と行政が、お互いの不足を補い、協力して課題解決に取り組むことです。そのためには、条例や指針、協働事業の提案制度、協議のテーブル、評価のしくみ、情報の開示などの環境整備と市民による組織的な取組みが必要になります。

(※２)市民参加：市民は、法律により保障されている選挙や直接請求、行政の制度としての審議会や各種委員会の委員への就任をはじめ、市政懇談会への参加、公共施設でのボランティア活動など、さまざまな参加形態を通して意見を反映させることができます。

(2) 協働に関する基本原則

本提言書では、次の４つを「協働に関する基本原則」として掲げ、この原則を遵守し、協働を推進するものとします。

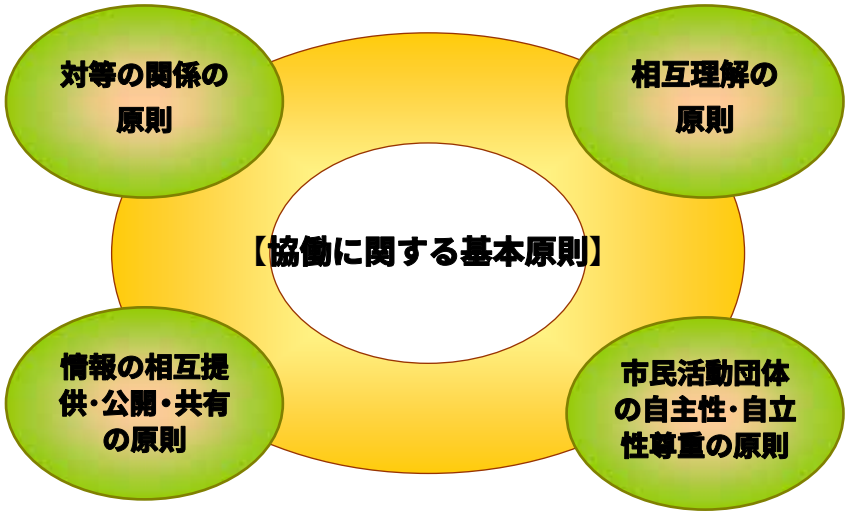

①　対等の関係の原則

協働によりまちづくりを行うということは、多様な組み合わせで存在する協働の取組主体すべてが、役職や所属にとらわれず、対等な関係性であることが重要です。

また、上下の関係なく横の関係ということを互いに認識し、自由な意思に基づき取り組むことが協働の第一歩です。

②　相互理解の原則

相手の本質を理解し、尊重することはより良い協働を行うために重要なことです。また、

長所や短所などの違いを認めて、お互いを理解することで、それぞれの役割を果たすことができます。

③　情報の相互提供・公開・共有の原則

協働を行う両者の関係が外から良く見える、開かれた状態であることが重要です。

従って、協働に関わる様々な情報が公開されており、市民から見えやすい状態になっているとともに、一定条件を満たせば誰もがその関係に参入できることが欠かせません。

④　市民活動団体の自主性･自立性尊重の原則

協働を進めるにあたっては、行政主導ではなくあくまで市民自らの自主性を尊重することが重要になります。

従って、依存や過度の協調関係に陥ることなく、やらされ感ではない、双方が自立・自律した存在として行動することが重要になります。

(3) 協働の目的

新総合計画の中では、協働でまちづくりに取り組むことが位置づけられており、本提言書は同計画と表裏一体であると考えることができます。協働で取り組む目的は、地域の自治の構築とコミュニティの再生を図り、市民と行政がそれぞれの役割と責任を適切に見極めながら、地域の課題を解決し、かつ、市民が主体的に創造性を発揮できるまちづくりを進め、市民一人ひとりが、「ずっと住み続けたい」または「住んでみたい」と感じることができる「満足度の高いまち岩沼市」を目指すものです。

(4) 協働の効果

協働の効果については、まちづくりの多様な分野において協働の手法が数多く取り入れられることにより、これまで解決が難しいと考えられていた市民と行政の守備範囲があいまいな課題や、市民が公共施策に参入するための制度が未整備あるいは制度はあっても運用していく上で発生する様々な課題などについても対応することができるようになるなど、様々な部分で、各々が単独で取り組む以上の相乗効果をもたらすことが期待できます。

また、協働で取り組む過程には、多くの困難に直面することがありますが、その困難を共に乗り越えて解決していくプロセスにおいて、以下のような様々な波及効果を生み出します。

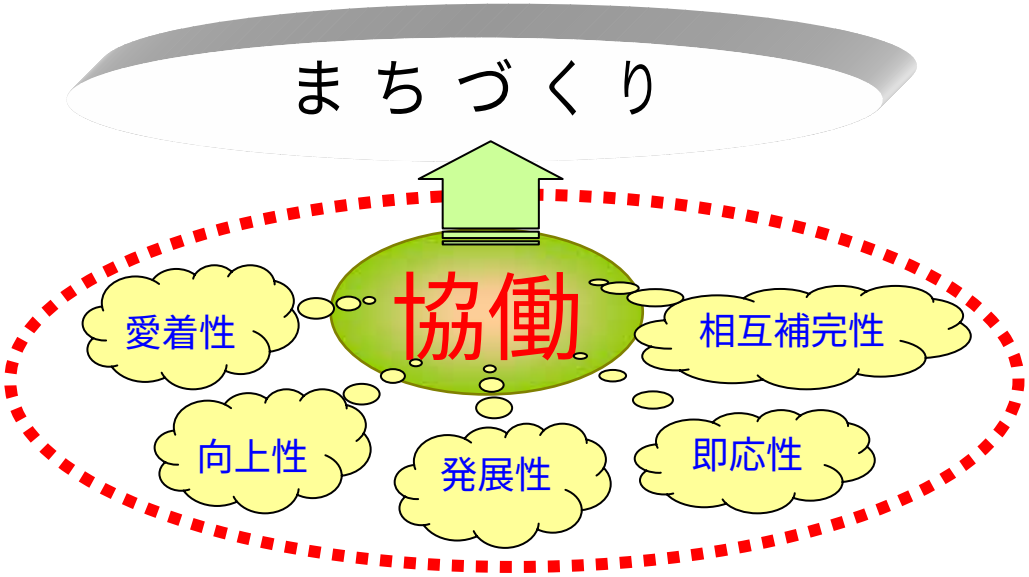

① 愛着性

市民が主体性を発揮し、自発的に楽しみながらまちづくりに参加することで、やりがいを感じ、満足感やまちへの愛着心がさらに高まります。

また、お互い様という感謝の気持ちが地域の連帯に対する希薄化に歯止めをかけ、思いやり・助け合いの意識が高まります。さらに、協働は色々な人や人々の集まりが関わっていくため、人と人をつなぐ場となり、コミュニティ形成の基礎作りになります。

② 向上性

相互の調査力や情報が有効に活用できることにより、地域の中の問題や行政側の問題も共有できるようになり、問題解決の糸口となります。

また、そこから市民や職員のまちづくりに対する意識改革や相互の資質の向上につながり、まちづくりに取り組む機運が高まります。

③ 発展性

市民のネットワークの広がりにより交流の場が増え、先駆的な新たな活動、地域の再発見に繋がります。

④ 即応性

市民の考えをタイムリーに知ることができ、市民が持つ地域性、専門性、柔軟性、機動性などの特性が活かされ、臨機応変に迅速な対応が可能となります。

⑤ 相互補完性

市と協働することによる財政支援、広報などを使った情報発信に加え、市関係機関との連携調整がスムーズに早く行えるようになり、市が関わる事業という安心感も補完され、活動がしやすくなります。

また、市は専門的知識、技術を有する市民の協力を得ることで、より質の高い事業を展開することができます。

(5) 市民と行政の役割

協働においては、(2)に掲げた「協働に関する基本原則」に基づき、市民と行政が対話の中でそれぞれが担う部分を明確にすることが重要です。

また、協働の過程においても、その目指す事業の方向性や協働における役割を常に確認し合うなど、目標を見失わないように注意することが必要です。

そのため、協働の手法をより効率的かつ効果的に運用するためには、以下に掲げる協働の前提として大切と思われる基本的役割意識を、取組主体となる市民や市民活動団体及び行政等が認識し、取り組むことが大切です。

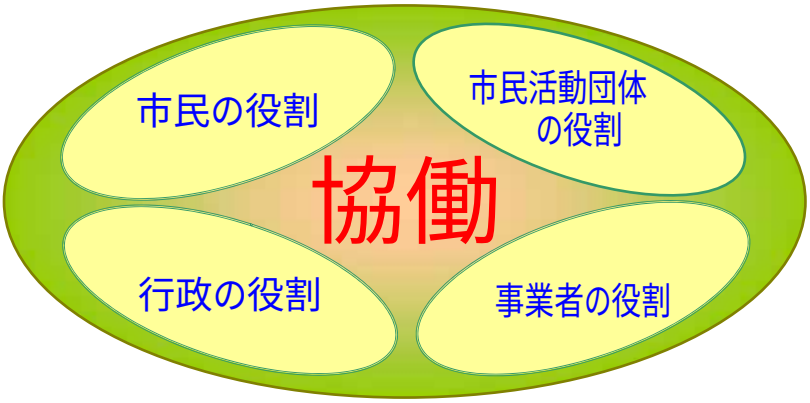

① 大切と思われる市民の役割

・行政と対等な立場でまちづくりの役割と責任を認識する。
・協働に関する企画・実施・評価の各段階で積極的に参画する。
・自発性に基づき協働活動を行う。

② 大切と思われる市民活動団体の役割

・自己の責任の下に活動し、自らが持つ協働に関する情報を公開する。
・活動が広く市民に理解されるように努める。

③ 大切と思われる事業者の役割

・自らの社会的責任を認識し、それを果たすよう努める。
・自らが有する資源（人材、情報、施設・設備、資金等）を活用し市民活動を支援する。

④ 大切と思われる行政の役割

・協働のまちづくりの促進に関する総合的な計画を策定し、施策を実施する。
・協働のまちづくりを推進するために必要な情報を収集・発信する。
・協働に係る認識を深めるための職員に対する研修等を実施する。
・市民活動の拠点となる施設の整備及び備品、器具等を提供する。
・市民活動に対する適正な財政的支援を行う。

2　協働の現状と課題

本市の協働の現状については、真の意味で協働の形態をなす事業が数多く行われている状態ではないため、さらに進化できる可能性を秘めていると考えることができます。

また、協働の環境等については、協働の主体となるべきものがまだ未成熟であることや、協働に係るノウハウの蓄積・情報の共有・意識変革が不足していること、さらに、協働を進めるための基盤整備が遅れているなど、乗り越えなければならない課題が数多く存在します。

そのため、協働を推進していくためには、市民や市民活動団体、行政等、それぞれの取組主体がこのような現状と課題を正しく理解し、その解決に取り組むことが重要です。

(1) 協働の現状

本市ではこれまで、さわやか市政推進員や市政モニター、市政懇談会などによる意見や提案の聴取、総合計画策定への参画、あるいは、自主防災組織の構築や市民提案事業の実施など、協働の取組みを進めてきました。

これらの取組みをとおし、協働に関する機運が徐々に高まりつつありますが、行政においては、協働に取り組むための体制整備が不十分であることから部署により協働に対する意識に差があり、また、市民や市民活動団体等においても、積極的かつ自主的に協働による事業に取り組む例が増えつつある一方で、協働に対する認識、関心が高い市民等は一部関係者の範囲に止まっており、大部分が行政依存の状況にあるなど、市民による公益活動が見えない状況にあり、解決しなければならない課題が多いのが現状です。

協働の事業においては、協働のとらえ方に差があり、参加レベルと協働レベルの分け方があいまいになっている状況です。さらに、協働により実施可能な事業の内容が精査されておらず、参考１に示すとおり県や仙台市と比較して「協働をしくみにするためのプロセス」や「協働事例の評価」などに係る環境整備が遅れているといった問題があります。

また、市民活動団体の活動内容の把握が不十分なため、協働のパートナーとして未確認の部分が多く、市民活動団体の活動促進に対する対策が遅れている状況です。

（参考１）　協働の環境比較（第４回都道府県、主要都市における NPO との協働環境に関する調査：平成 21 年度）

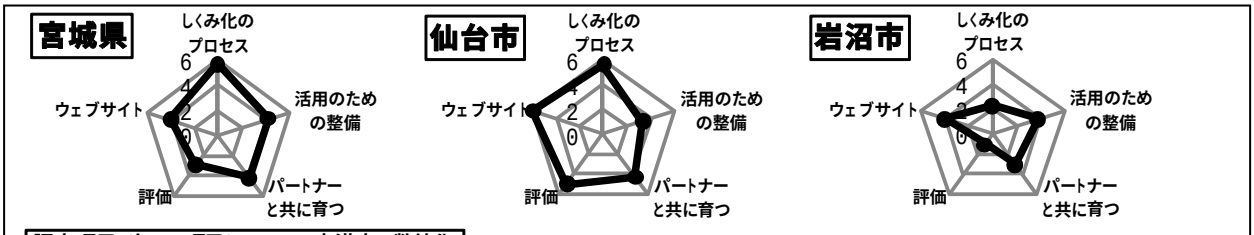

調査項目：次の５項目について６点満点で数値化

①協働をしくみにするためのプロセス
- ○協働環境を向上するために，指針や条例が定められ，推進し評価する体制が策定されているか。
- ○協働をしくみにするためのプロセスが策定されているか。
- ○協働をしくみにするためのプロセスとその後の運用の評価・見直しに市民が参画しているか。

②しくみが効果的に活用されるための整備
- ○協働の推進を担当する部署は，積極的に機能しているか。
- ○職員を全庁的に育成しているか。
- ○全庁的な協働の推進体制が整えられているか。
- ○庁内で協働事例は共有・活用されているか。

③しくみを活用するために，協働のパートナーと共に学び，互いに育つしくみについて
- ○市民(NPO)からの提案は，広く，適切に受け止められているか。
- ○協働事業，協働先の選定方法
  - ・審査の手順・基準や，結果・根拠は公開されているか。
  - ・審査機関に市民は参画しているか。
  - ・選考は適切にフィードバックされているか。
- ○協働事例を広く公開・活用しているか。
- ○しくみを普及するために，NPOと共に学び，互いに育っているか。

④協働事例の評価・ふりかえりについて
- ○協働事例の評価・ふりかえりが行われ，制度の改善に生かされているか。

⑤ウェブサイトの活用について
- ○ウェブサイトは発見しやすいか。
- ○ウェブサイトからどんな情報が入手できるか。

（参考２）岩沼市の協働事業実施状況

（県内市町村のＮＰＯ活動支援施策等に関する実態調査基準に基づく岩沼市の状況：平成 20 年度）

	協働のタイプ	実施事業数	備考	
町内会を除く	①情報交換・意見交換	4	協働のタイプが重複する場合には、優先順位を①＜⑥として，優先順位が高いものを計上。	平成２０年度に実施した岩沼市の事業数 ６４５事業 うち 協働可能と各課が判断した事業数 １５９事業 うち 協働により実施した事業数 ４９事業（実施率：３０．８%）
	②共催・後援	7		
	③実行委員会	4		
	④事業協力	8		
	⑤補助・助成	3		
	⑥政策・企画立案への参画	14		
町内会との協働	①情報交換・意見交換	1	協働のタイプが重複する場合には、優先順位を①＜④として，優先順位が高いものを計上。	
	②事業協力	2		
	③補助・助成	1		
	④政策・企画立案への参画	3		
その他	①業務委託	1	(※) 指定管理者制度による公の施設の管理運営	
	②公の施設の管理運営(※)	1		
合計実施事業数		49		

（参考３）岩沼市の社会教育等市民団体等登録状況（平成 20 年度）

登　録　先	登録数
人材バンク	129
中央公民館	66
西公民館	20
玉浦公民館	24
旧青少年ホーム	55
ボランティア保険登録	32
計	326

（参考４）ＮＰＯ法人の設立状況（仙台市以外の仙台圏域）

市・町名	分　野	法人数	人口１万人当りＮＰＯ法人数
岩沼市	福　祉	4	0.9
大郷町	福　祉	1	1.1
大和町	福　祉	4	2.4
	環境保全	1	
	まちづくり	1	
富谷町	福　祉	2	0.7
	災害救援	1	
塩釜市	福　祉	5	1.6
	スポーツ	2	
	まちづくり	2	
多賀城市	福　祉	4	1.3
	環境保全	3	
	スポーツ	1	
名取市	福　祉	4	1.0
	スポーツ	2	
	文化振興	1	
七ヶ浜町	スポーツ	1	0.5
松島町	福　祉	2	3.3
	スポーツ	2	
	子ども	1	
利府町	福　祉	4	2.1
	まちづくり	2	
	環境保全	1	
山元町	福　祉	2	2.4
	まちづくり	1	
	子ども	1	
亘理町	福　祉	3	1.4
	まちづくり	1	
	文化振興	1	
合　計		60	

市・町名	法人数	人口１万人当りＮＰＯ法人数
仙台市（人口:1,034,334人）	328	3.2

※宮城県内認証ＮＰＯ法人数
・県共同参画社会推進課まとめ
・平成21年11月16日現在

※各市町村人口：平成21年11月末現在

※仙台市を除くＮＰＯ法人所在市町の人口1万人当たり平均ＮＰＯ法人数は1.6団体（岩沼市：0.9団体）

(2) 協働の課題

平成２０年度に、協働のまちづくり推進会議及び同検討委員会が、協働のまちづくりを進める上での課題等を調べるために実施した「協働に関する市民団体への聞き取り調査」(※１)の結果等から、以下のような点が課題としてあげられます。

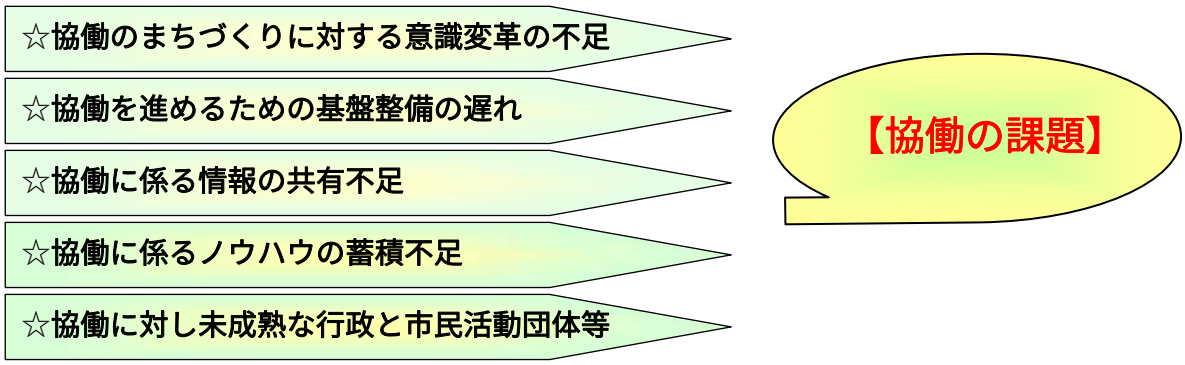

① 協働のまちづくりに対する意識変革の不足

本市においては、行政と協働してまちづくりに関わっていこうとする市民や市民活動団体が増え、成果を上げつつありますが、一方において、まちづくりの担い手は、行政の首長や職員という考え方がまだまだ根強く残っています。

また、市民の多くは、本市が持つ魅力やまちづくりに参加することの素晴らしさに気づいていないことが多く、このことが市民活動や協働のまちづくりへの参加を促進する上での課題の一つとなっています。

このことから、行政においては、職員の意識改革を行うとともに、まちづくりを市民自ら行うことによる社会貢献や自己実現等の魅力を積極的に伝えるなど、市民や市民活動団体の意識変革に向けた取組が必要です。

② 協働を進めるための基盤整備の遅れ

市民が自主的に市民活動に参加できる機会を提供し、市民活動を活発にするためには、団体同士の交流や打合せを行うなど、市が実施する事業や関連する市民活動団体に関する情報などを容易に入手できる場所や設備に加え、適切な財源の確保が必要となります。

しかし、本市の場合、協働を推進するための条例や指針がないなど、制度の整備に遅れがあります。さらに市民活動の総合的な拠点施設がなく、その大きな機能である市民活動団体の集積化と可視化がなされていない状況にあります。

また、市民活動に係る庁内の連絡調整を行う総合的な窓口も設置されていないなど、協働を進めるための基盤整備が十分とは言えないことから、協働を進めるための施設・設備の整備及び財源の確保といった活動基盤を整備することが必要です。

③ 協働に係る情報の共有不足

協働によるまちづくりを進めていくためには、市民と行政の間、または市民活動団体相互

(※１) 「協働に関する市民団体への聞き取り調査」は、平成21年8月から９月にかけ、岩沼市協働のまちづくり推進会議及び同検討委員会が、庁内各課を対象に実施した平成２０年度の協働調査において、協働事業として報告された事業を担う市内市民団体、他近隣市において協働を実施している団体への聞き取り調査を実施しました。聞き取りの結果は、各中間報告書に記載してあります。聞き取り団体数は、推進会議８団体、検討委員会5団体。

間で情報を共有し、ネットワークを形成する必要がありますが、本市の場合、まちづくり、あるいは協働に対する理解・認識は、まだまだ限られた範囲内に限られており、情報の共有が不十分であることから、広報や各種研修会等を通じた市民活動団体等への情報発信に加え、情報の共有化に向けた仕組みづくりが必要です。

④　協働に係るノウハウの蓄積不足

本市における市民活動の多くは、町内会のような地縁組織により行われており、長い歴史の中で培われてきたものであるため、協働に対する明確なルール等が確立されておらず、そのため、協働に取り組むことから得られる課題解決のための知識や手続きなどのノウハウが十分に蓄積されていません。

これは、市民活動団体等についてだけではなく、行政側にもあてはまることであり、特に、担当者の意識や理解度に差がある場合は、協働によるまちづくりを進める上での障害となることがあります。

このことから、協働を進める上での基本的な考え方の周知と共にルールやマニュアルを確立する必要があります。

⑤　協働に対し未成熟な行政と市民活動団体等

本市の場合、ほとんどの市民活動団体が、行政サービスにおける社会的課題を解決するために必要な権限を委譲できるところまではいかず、行政においても、協働を行う事業レベルに応じて、市民活動団体と庁内関連部署を適切にコーディネートできる職員が育成されていない状況にあります。

このことから、協働を実践する上でリーダーとなる人材と市民活動団体の育成が急務となっています。

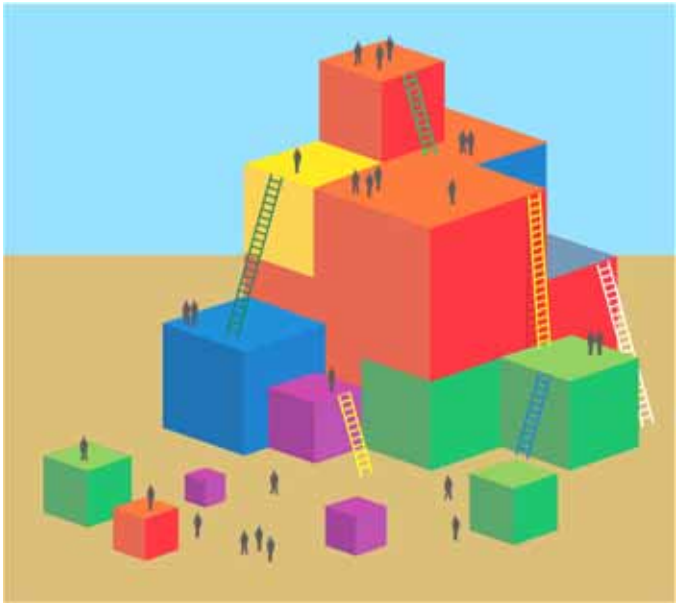

3　協働の実現に向けて

協働の実現に向けては、基盤整備の遅れ等の乗り越えなければならない多くの課題に対し、市民や市民活動団体、行政等の取組主体が、その解決に向けて積極的、かつ、真摯に取り組んでいくことが重要です。地域のまちづくりの主役である市民が、「自分たちのまちは自分たちで創り、育てる」という意識のもとに、多様な場面で自主的なまちづくり活動が生まれていく環境づくりが大切になります。

そのためには、活動の基盤整備や情報ネットワークの強化、さらに、人材・市民活動団体の育成を図ることが必要です。

(1) 活動の基盤整備

活動の基盤整備については、協働を進めるための基盤整備の遅れや協働に係るノウハウの蓄積が不足していることから、市民、市民活動団体等が活動するための基盤整備とともに、協働を進めるための手引きや評価基準等の整備、さらに、協働を進めるための指針等の制度整備を図ることが必要になります。

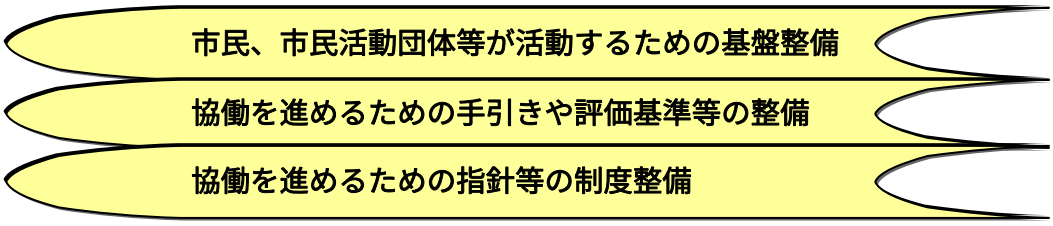

①　市民、市民活動団体等が活動するための基盤整備

市民活動団体等が円滑に活動を行うためには、活動するための場所と適切な財源の確保が必要となります。

このことから、市民活動や事業展開に関する相談・支援を行い、市民に対し協働に関する啓発活動等を行うための拠点となる施設を整備する必要があります。

また、行政組織の体制整備を進め、市民活動を支援するための総合窓口となる部署を設置するとともに、上記拠点施設との連携を図る必要があります。

さらに、必要な財源を確保するために民間団体と行政の協働も視野に入れた基金(※1)の設置や、行政だけではなく、民間団体の各種助成を含めた補助・助成制度などに係る情報提供体制を整える必要があります。

②　協働を進めるための手引きや評価基準等の整備

協働のまちづくりを進めるためには、市民と行政双方の合意形成が必要不可欠であり、協働事業を進める上で留意すべき点や事務処理上の手続き等を整理した手引書を作成することにより、行政と市民活動団体等が常に同じ目標に向かって取り組むことができます。

（※1）基金：必要な事業資金を確保（提供）するためのものです。基金は行政が用意するものという考え方ではなく、現在各地で設立されている官民協働型の基金を視野に入れて設置することが望ましいと言えます。

また、協働事業をより効果的に進めていくためには、実施した協働事業を、一定の基準に従い評価を行うことが重要であり、このことにより、改善すべき内容などを次の取組みに活かしていくことが可能となります。

このため、統一した評価指標等を定めたガイドラインを作成する必要があります。

③　協働を進めるための指針等の制度整備

協働を進めるためには、協働を担う市民と行政が思いを同じくすることが必要であり、そのためには、共通の理念となる「協働のまちづくりの指針」の策定が欠かせません。

また、行政においては、指針の策定とともに市民の声に耳を傾け、広く施策や計画に民意を反映させることが重要であり、このような行為の積み重ねから市民と行政の協働は始まります。

そのため、市が実施する施策や計画に対し、市民が意見を表明するための制度（パブリック・コメントに関する条例）や協働のパートナーとなる市民や市民活動団体の活動を促し、行政サービスへの市民参加と提案等を促進するための制度（市民活動促進に関する条例）を早急に整備することが必要です。

(2) 情報ネットワークの強化

情報ネットワークの強化については、協働に係る情報の共有が不足していることから、各種媒体を通じた情報の発信や各種イベント等を通じた情報の共有、さらに、必要な情報を容易に入手し、活かせる仕組みづくりが必要になります。

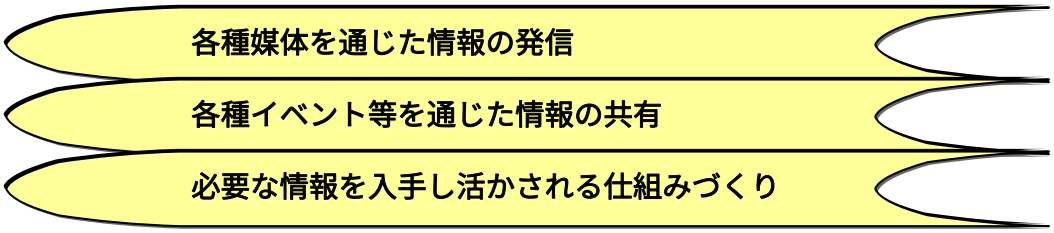

①　各種媒体を通じた情報の発信

市民活動団体等が協働のまちづくりに取り組むためには、市が行っている施策や事業、他の市民活動団体等に係る情報を得ることが重要です。

そのため、ホームページやメールマガジン、情報機関紙など、各種媒体を活用し、有用な情報を随時発信していくための体制を整備する必要があります。

また、その際には、インターネット上での情報提供に偏ることによる情報格差が生じないように注意する必要があります。

②　各種イベント等を通じた情報の共有

市民活動団体等が、他の団体の活動状況などの情報を共有し、連携しながら取り組むことは、市民活動団体のレベルを向上させるとともに、市民活動団体のネットワークが構築され、より広範な分野での活動が期待できます。

市民活動団体同士が交流し、双方が持つ有益な情報を共有するためには、定期的な情報交換会の開催などの仕組みを作ることが必要です。

また、当市がこれまで実施してきた市民ラウンドテーブルを活用し、市民同士、または市

民と行政の交流を図り、市の施策や事業等の情報を共有することも有効な手段となります。

③　必要な情報を入手し活かされる仕組みづくり

多種多様な市民活動団体の情報収集や、共通する地域課題について議論できる場を確保することは、今後、より多くの市民が市民活動に参加し、協働のまちづくりを進めていくために重要です。

そのためには、市民活動団体に係る情報を集約し提供するシステムや人材バンクの構築と自由に議論できる場が必要です。

協働の市民ラウンドテーブルで、協働のまちづくり推進会議アドバイザー東北大学大学院経済学研究科教授、大滝精一先生の、協働についての講話を聞く市民と職員。

(3) 人材･市民活動団体の育成

人材・市民活動団体の育成については、行政や市民活動団体等が協働に対し未成熟であり、かつ、協働のまちづくりに対する意識変革も不足していることから、市民活動に取り組む人材の育成や協働の担い手である市民活動団体の育成が必要になります。

市民活動に取り組む人材の育成

協働の担い手である市民活動団体の育成

職員の意識改革と技術の向上

①　市民活動に取り組む人材の育成

市民と行政との間に対等なパートナーシップ（※1）を築くためには、双方の意識改革が必要であり、協働を進める上でのキーパーソン(※2)となるリーダーの育成は非常に重要です。

このため、協働の理解度、実践レベル等を勘案し、段階に応じた研修システムを構築する必要があります。

②　協働の担い手である市民活動団体の育成

行政と対等な立場でまちづくりの役割を担う市民活動団体等には、行政サービスにおける社会的課題を解決するために必要な能力が求められることから、行政は市内外の他の市民活動団体との交流を積極的に促すとともに、出前講座や育成講座、コラボポイント（※3）などを通じ、活動に必要な情報を提供し、楽しみながら協働するシステムを構築することにより、市民活動団体の育成に努める必要があります。

（※1）パートナーシップ：協力関係。共同。提携。

（※2）キーパーソン：任意の組織、コミュニティ、人間関係の中で、とくに大きな影響を全体に及ぼす、「鍵となる人物」のことです。

（※3）コラボポイント：協働の活動を団体間で組んですることを特に推奨し、活動に対して得点を与え、活動をする上でメリットが得られるようにすることで、やる気を盛り上げるシステムのことです。

③　職員の意識改革と技術の向上

職員には、これまでの行政サービスの概念や守備範囲の殻から抜け出し、市民や市民活動団体との協働に向けた意識改革が必要であることから、市民活動に関する情報の収集と共有化、そして得られた情報を使いこなす力を養うための研修を行う必要があります。

また、協働に取り組むためには、市民等とのコミュニケーション能力が重要であることから、会議の進め方や意見の引き出し方、問題点の洗い出し方法などの技術を向上させるための研修を行うことも必要です。

協働のまちづくり推進会議(市民)委員と同検討委員会(職員)委員が協働についての議論をする様子。

協働のまちづくり
市民ラウンドテーブル

協働のまちづくり推進会議(市民)委員による「協働のまちづくり中間報告書」の説明をする様子。

ワークショップ内容を分かりやすく工夫して発表する職員の様子。

4　協働を推進するための具体的な取組み

本提言書を策定するにあたり、以下の協働の推進に向けた具体的な取組方策を検討しました。
この方策の中から、協働のまちづくりの推進に向けた多くの事業が生まれ、かつ、具現化することを期待します。

(1) 活動の基盤整備

① 市民活動サポートセンター　＜P15＞
② 市民活動団体サポートファンド（資金）　＜P19＞
③ 行政の体制整備　＜P20＞
④ 協働の手引き　＜P21＞
⑤ 協働の取組みに対する評価　＜P24＞
⑥ パブリック・コメント条例　＜P32＞
⑦ 市民活動促進条例　＜P37＞

(2) 情報ネットワークの強化

① 協働情報機関紙　＜P43＞
② IT 活用による情報交換　＜P44＞
③ 情報交流イベント　＜P45＞
④ 市民ラウンドテーブル　愛称「情報どんぶり」　＜P46＞
⑤ 協働人材バンク　＜P47＞
⑥ 市民活動便利帳　＜P48＞

(3) 人材･市民活動団体の育成

① 協働推進人材養成講座　＜P49＞
② 市民活動団体共育サポート　＜P50＞
③ 職員の協働研修　＜P51＞
④ 人づくりワークショップ　＜P52＞
⑤ 出前講座　＜P54＞
⑥ 協働のインセンティブ（動機付け）　＜P55＞

4-(1)-① 活動の基盤整備	市民活動サポートセンター

1　市民活動サポートセンターの機能

(1) 相談窓口

市民活動の個別の相談に応じると同時に、市民活動の成長と発展を促すために活動運営や事業展開についての相談と指導を行う総合的な窓口を整備します。

コンセプトは・・・やってもらうから自らやってみる、そして協働へ

- ・知りたいことがすぐ聞ける
- ・具体的な相談で悩みを解決
- ・相談窓口は中立の立場
- ・相談窓口は行政への注文を聞く場ではなく、自分たちで考えるきっかけの場

① 相談内容

- ・市民活動情報の紹介
- ・人材紹介
- ・団体立ち上げから NPO 法人化までのアドバイス
- ・各種支援制度の紹介
- ・団体の会計管理や事業計画等、組織運営に関する指導・助言
- ・行政との協働事業に関するアドバイス
- ・研修情報　　等、市民活動に関することなら何でも

② ノウハウのある相談員の配置

市民活動や協働についての相談業務を充実するために、専門性を有する人材を常時配置する必要があります。また、スタッフにより対応にばらつきが見られないように、相談内容の引継ぎを徹底させる必要があります。

③ 移動市民活動サポートセンター事業「回転出前相談(※1)」

相談窓口スタッフが地域に出向き、市民活動サポートセンターの利用 PR の他、身近な困りごとや地域の考えを聞く場を設けます。将来的には、市民活動のベテランも一緒に出前相談に参加し、実体験に基づいたアドバイスを行っていくようにします。

この事業は地域のまちづくりの基盤づくり事業として重要なものであり、最大限の効果を上げるためには、行政側がスタッフと地域住民との橋渡しをする必要があります。また定期的に開催するためには、その業務量に見合ったスタッフの配置を行う必要があります。

【出前する内容】

- ・協働のまちづくりに関する情報提供
- ・市民活動サポートセンターの機能（相談、啓発、研修　等）
- ・地域で解決する姿勢「やってみたい気を起こす」きっかけづくり

【実施方法】

定期的に、市内の各行政区に相談員が赴き、「回転出前相談」を開催し、全ての行政区を巡回する。その実施結果については、定期的に広報いわぬまやホームページに掲載し、協働に関する市民の認知度アップと市民活動サポートセンターの利用 PR を図っていく。

（※1）回転出前相談：相談員が市内各地域に巡回（出前）し、地域住民との意見交換を行い、その中でまちづくりに関する問題などがあればいくつかの解決法（寿司ネタ）を提案し、回転寿司のように地域住民（お客様）に好きなネタを選んでもらうものです。相談員は、地域特性（協働のレベルや関心度）を考慮し、魅力的なネタ（相談事業）を展開していきます。

(2) 市民意識向上のための啓発機能

本市における市民活動を推進するためには、協働の理解者をより多く増やすことが重要であり、そのための各種広報、啓発活動を行います。

① 出前営業

市民活動サポートセンタースタッフが社会教育施設の他、市民活動団体や町内会等を訪問し、協働に関する広報活動を実施。

② 広報紙の発行・ホームページの開設

③ 協働・市民活動に関する情報の収集・提供

交流サロンや情報コーナーなどで市民活動に関する情報を提供

(3) 人材共育（※1）・研修機能

市民活動サポートセンターは、より多くの市民に「やってみたい気を起こす」きっかけづくりとして、基礎的な研修の機会を提供する必要があります。あわせて、既に市民活動を実践している市民・団体に対しては、組織運営管理能力や企画提案能力を高める研修等、それぞれの活動レベルに応じた研修を実施することも必要です。

① ワークショップの開催による人材の掘り起こし

市民と行政が一緒になって、シミュレーションゲーム等を通して、協働について体験する。

② 出前講座の実施

公民館や体育館等に出向き、初心者向けの協働に関する研修を実施。

③ 広報力や会計管理、インターネット利活用等の基本的なマネジメント研修の実施

④ 市民リーダーの共育

地元マンパワー（市民活動のベテランや多彩な能力を持つ市民）の力を活用し、地域での協働を推進する市民コーディネーターとして相談や研修事業に参画してもらい、地域の協働を推進するリーダーとして活躍してもらう。

(4) ネットワーク作りのための交流拠点機能

市民・企業・行政が活動の分野や領域を越えて出会い、様々な交流や情報の交換を行うネットワークの構築を推進します。

① 団体と団体をつなぐ情報の提供

② 各団体が連携・交流を進めるためのイベント開催（お見合いパーティー）

(5) 市民活動の場の提供

市民活動を行う市民に、必要となるスペースを提供する場を確保します。

① 会議室等の貸室

② 交流サロンや打ち合わせテーブル等、自由に使えるスペース

③ 資料作成等に使用できる印刷作業室

2 施設の場所

市民活動サポートセンターを設置する場所については、市内各地からの交通の便が良く、また駐車場を確保できるところが望ましいと考えます。なお、近い将来、新図書館建設によりこれまでの図書館に空きスペースが生じることから、要件を満たすこの施設を市民活動サポートセンターとして活用することを提案します。

(※1)共育：教える側も教わる側も「共に育む」ということ。

3　施設の設備

市民活動を行う市民に必要なスペースを提供する場を確保し、また市民活動を行う上で、実務上で必要となる基本的サービスを提供します。なお、開設当初は基本的な部分を整備した上で、少しずつ利用者のニーズを把握し、市民の提案を受けながら徐々に充実させていく方向が望ましいと考えます。

(1) 総合窓口
(2) 交流サロン（活動分野や領域を越えた交流の場）
(3) ミーティングスペース
(4) 展示スペース（活動 PR の場として一定期間、活動団体に提供）
(5) 掲示板スペース（情報の受発信ツールとして誰でも利用できる掲示板等を設置）
(6) 情報サロン「いわサポ文庫(仮称)」（スタッフが随時データの仕分けを行い様々な情報を提供）
(7) 印刷作業室（団体が個々にそろえることの困難な事務機器を配置）
(8) メールボックス（レターケース）
(9) 貸しロッカー(有料・月極め)
(10) 会議室
(11) 高齢者、障がい者の利用を考慮した施設のバリアフリー化
(12) 子連れ利用者に配慮した施設整備
(13) 荷物の出し入れがしやすい駐車場の整備　　等

4　市民活動サポートセンターの管理運営

(1) 施設の利用対象

現在、市民活動やボランティア活動を実践している市民や団体に限らず、興味を持ちこれから活動したいと思っている市民、団体（自治組織、企業等も含む）も利用できる開かれた施設にするために、施設の利用対象については今後検討が必要です。

(2) 施設の利用形態

①開館時間

開館時間については既存の社会教育施設と同様、利用者の利便性を考慮したものにすべきです。

②利用料金・減免制度

利用者が自分たちの施設活動の場として愛着を持って利用していただくためにも、共有スペース以外の施設利用は有料が望ましいと考えます。今後、行政は市民に対し、施設の維持管理費等、必要な情報を提供した上で、利用料金の設定、減免のあり方等を議論していくことが必要と思われます。

(3) 施設の管理運営形態

市民活動の拠点となる施設には、市民活動や自治活動の支援業務のノウハウを持つスタッフが必要不可欠と考えます。その管理運営については、直営、民間委託、利用者参画方式等、様々な形態が考えられますが、それぞれのメリット、デメリットを比較検討の上、体制を整えていくことが必要です。

5　市民活動サポートセンター等の愛称について

　市民活動サポートセンター及びセンター内の設備（交流サロン、情報サロン等）については、より多くの市民に協働に対する関心を持っていただくために、また市民に愛着を持って利用していただくためにも「愛称」が必要と考えます。

4-(1)-② 活動の基盤整備	市民活動団体サポートファンド（資金）

市民活動を開始、維持させるために、不可欠である資金面のサポートが必要です。

1　助成金制度の整備

誕生まもない市民活動団体を支援するために、行政側が会場費用や研修のための講師謝礼などの一部を助成するなどの、助成金制度を整備しておく必要があります。

2　アイデアや企画の公募型助成制度の整備

行政側が地域課題を協働で解決するための事業について、継続して活動を行えるようになった団体に対しては、公募型の助成制度を適用します。

※公募型助成制度

審査委員会を設け、アイデア・企画等を公募し、例えば A～E までの評価ごとに、金額に差をつけ助成します。

3　市民活動促進基金(いわぬまおたすけファンド)

①地域の課題を解決するための必要資金を、市民、市民活動団体、企業等、行政などから寄付を募り、積立しておきます。

②寄付しやすい条件を整えるために、使用目的別のファンド(冠ファンド・分野別ファンド)などの区分を設けたり、キャラクターなどで PR します。

③市民活動団体は必要に応じて申請し、審査をうけ、基金から融資が受け取れます。

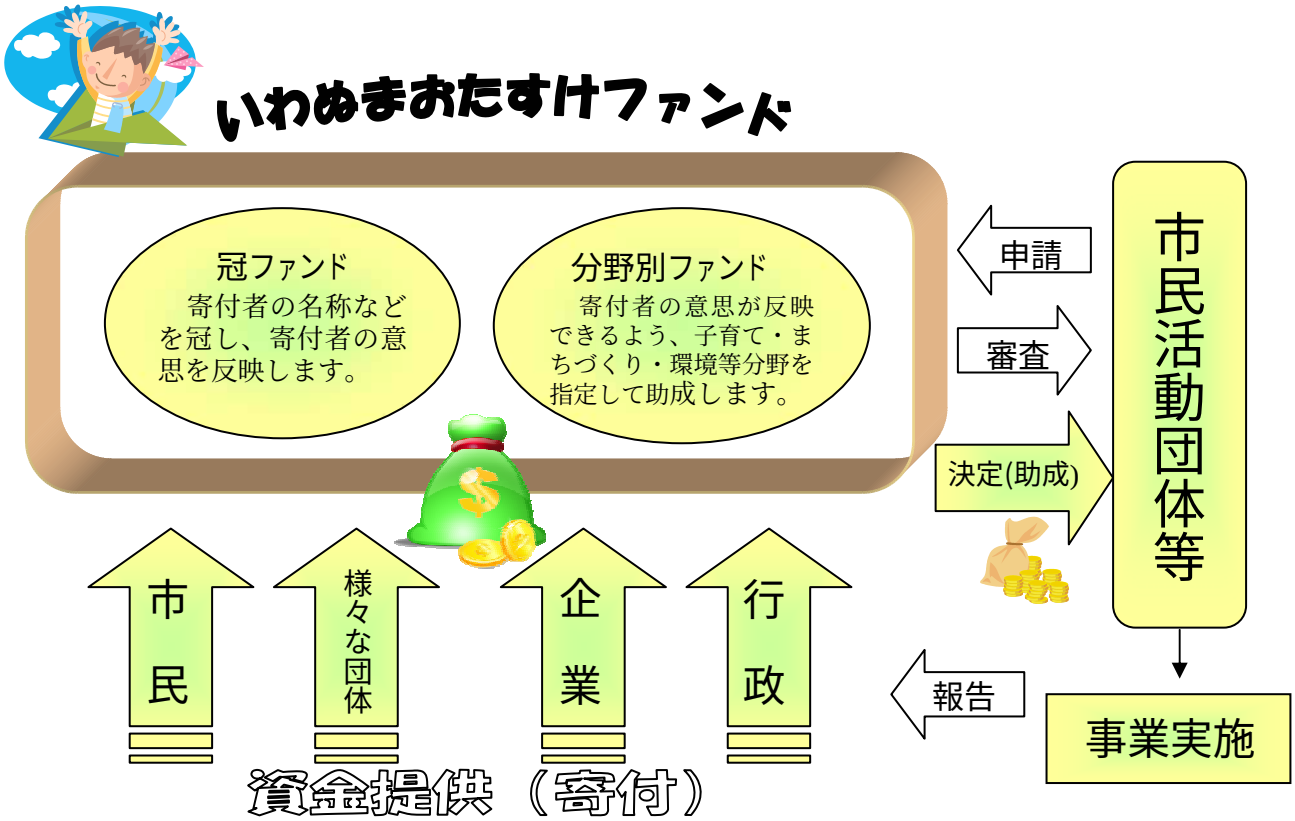

4-(1)-③ 活動の基盤整備	行政の体制整備

1　協働・市民活動担当部署の設置

市民活動の推進、支援を行うには、拠点施設の設置・整備だけでなく行政組織の体制整備も重要です。これまでの縦割りの対応から部署横断的に対応できるよう、市民活動支援のための庁内の連絡調整を行う総合的な窓口を行政内部に設置することが必要です。

2　専任職員の配置「手厚い人員配置で協働のまちづくりをバックアップ」

3　市民活動サポートセンターとの連携

・相談案件等の引継ぎ等を行う打ち合わせ会の開催（週 1 回）
・サポートセンターで受理された相談内容等を取りまとめ、双方で共有できるシステムの整備
・サポートセンターに対し、まちづくりに関する情報を随時提供できる体制づくり

4-(1)-④ 活動の基盤整備	協働の手引き

1　手引書の役割

手引書には、常に市民及び行政の双方が協働に関する合意形成を怠らない努力を継続するための基本姿勢を示すとともに、市民と行政との意見交換等手続きに関するルールを定めることが求められます。また、具体的に協働事業を展開する際には、市民サイド、行政サイドが留意すべき点や事務的な進め方を掲載することで、手引書が協働のガイドラインとなります。

なお、岩沼市の手引書の作成に当たっては、企画段階から市民と行政の協働作業で実施することが望ましいと思われます。

2　手引書に必要な項目

手引書には、協働事業に取り組む際に必要になると思われる項目を【計画段階】【実施段階】【評価段階】毎にできるだけ多く、分かりやすく記載することが望まれます。具体的には次の項目が考えられます（評価については、「協働の取組みに対する評価」（Ｐ24）に記述）。

(1) 基本的な考え方に関する項目

① 協働する双方の意向を尊重する項目
② 双方の合意形成に向けた努力を怠らない項目
③ まちづくりに関する市民活動そのものを支援し協働のパートナーを育てていくことを念頭に置く項目
④ いくつかの段階の協働レベルを念頭に作成が必要である項目
⑤ 状況に合わせて改善・改良できるものとする項目
⑥ 誰もが利用しやすい簡単平易なのもとする項目
⑦ 市民からの提案の仕組みを取り入れる項目

・・・・・・等

(2) 計画段階における項目

① 事業の目的を明らかにし、どのような手法が最善かを検討できる項目
② 協働で行うべきかを判断できる項目
③ 協働の形態（協働する方法）を検討できる項目
④ 役割や責任に関する項目
⑤ 協働のパートナーの選び方に関する項目
⑥ 市民からの提案の仕組みに関する項目

・・・・・・等

(3) 実施段階における項目

① 事業実施に当たっての注意点に関する項目
② 情報交換・意見交換の場の設定に関する項目
③ 協定書の作成に関する項目

・・・・・・等

3　協働の形態と領域

協働のパターンは、事業の目的や内容、あるいは協働の相手方によって「事業委託」や「共催」、「補助・助成」というように形態が違ってきます。また、協働の主体はどこかといった「協働の領域」についても分かりやすく記載することで見る人の参考になるものと思われます。手引書は、そういった様々なケースをカバーできるように作成することが大切になると思われます。

協働の領域：協働の主体はどこか

① 市民主体の協働事業（市民の主体性と責任によって行う領域）
② 市民主導の協働事業（市民の主体性のもと行政が協力する領域）
③ 対等協力の協働事業（市民と行政が対等に協力して行う領域）
④ 行政主導の協働事業（行政の主体性のもと市民の協力で行う領域）
⑤ 行政主体の協働事業（行政の責任と主体性によって行う領域）

《協働の領域のイメージ》例

低

行政の関わり度

高

領域	事業名	事業内容	実施主体
市民主体	岩沼ライトアップドリーム	駅西口での光のページェント企画・運営	岩沼ライトアップ実行委員会
市民主導	玉浦地区コミュニティ運動会	玉浦地区民運動会の企画・運営	玉浦地区コミュニティ推進協議会 玉浦小学校
対等協力	市民夏まつり	岩沼市民夏まつりの企画・運営	市民まつり実行委員会
行政主導	花や木のまちづくり	地域における環境美化活動	花や木ネットワーク協議会
行政主体	市民健幸大学	団塊世代をターゲットとした学習機会の提供	岩沼市

どの領域にあたるのかは、固定的なものではなく、社会環境や市民ニーズの変化によって、柔軟に捉える必要があります。

4　協働をスムーズに実施するための手法

協働事業は、話し合いによる「相互理解」がベースになります。話し合いは、お互いに自分の主張をするだけでは合意に至らないことがよくあります。話し合いを円滑に進めるために有効といわれている代表的な手法を掲載します。

【アイスブレイク】・・・・ 会議等でグループワークなどの前に、初対面の参加者同士の抵抗感をなくすために行うコミュニケーション促進のための技法。少人数でのゲームなどがよく用いられる。

【ワークショップ】・・・・ 問題解決やトレーニングの手法であるが、住民参加型のまちづくりの合意形成手法としてもよく用いられる。ポストイットなどを使い、進行役は、参加者が自発的に作業する環境を整え、参加者全員が意見や考えを発表できるというメリットがある。

【インタビュー】・・・・・ 一定の相手から意見を聞き出す手法。主に先進事例先が考えられることから、経験談等の参考意見を直接入手できるメリットがある。

【ファシリテーション】・・・会議の場などで、発言を促したり、話の流れを整理したりして、参加者の相互理解を促進し、合意形成へ導くための手法。また、議論の内容などについて、公平な立場にたち話し合いのプロセスに介入し、話を整理したりする人をファシリテーターという。

【ラウンドテーブル】・・・ 数人による小規模な会合。結論を出すことが目的ではなく、参加者が自由な意見を述べることができるようにする。

4-(1)-⑤ 活動の基盤整備	協働の取組みに対する評価

1　評価の役割・意義

協働事業をより効果的に進めていくためには、協働による事業を評価し、次の取組みへと活かしていく必要があります。評価を実施することにより、協働への意識付けが明確になり、次の事業へと繋がっていくと考えます。

ただし、この評価については活動内容や格付け、行政の対応力を問うような評価であってはなりません。岩沼市の協働の取組みに対する評価は、あくまでも協働事業の取組みの評価事例を積み重ねていき、全般的な取り組みや、形態毎の問題点や課題を整理することにより、次の協働事業の取組みへの一助とし、行政・住民・団体間における協働事業への理解を深めることを目的とすることが望ましいと思われます。

2　評価の対象となる事業と主体

(1) 評価の対象となる事業

岩沼市が実施する事業は、事業内容によっては協働事業として成り立つものと、成り立たないものが存在します。協働の事業として実施できるものをガイドライン（実施要綱等）で決めておき、その事業について評価を行うということをあらかじめ決めておくほうが望ましいと思われます。

【例】市内の NPO 法人またはボランティア団体を含む市民活動団体（自発的かつ継続的に活動を継続し、営利を目的としていない団体）と岩沼市が協働により実施する事業（共催、事業協力、補助等）

(2) 評価主体

誰が協働の取組みに対して評価するのかを定義付ける必要があります。評価の形態としては次の２つが考えられます。

① 当事者評価

・「市民団体」と「岩沼市」で各々に評価を行う。
・「市民団体」が「岩沼市」を評価し、「岩沼市」が「市民団体」を評価する。
・「市民団体」と「岩沼市」の双方が話し合いを行いながら共通の評価を行う。

② 外部評価

・公募などによる、第三者委員会を立ち上げ、評価を行う。

【例】協働の評価に係る第三者委員会を設立し、その中で協働事業として選定された事業について、協働と評価を行うという形態でもよいかもしれません。

3　評価の手法・指標・基準

協働の取組みに対する評価には、どのような手法や指標を用いて評価を行うのか、しっかりと取り決めを行う必要があります。

ただし、岩沼市の協働の取組みについては、まだ始まったばかりということもあり評価の初期段階においては、評価の手法については枠組みとして固定化せずに、例えば成果発表（報告）会のような場で成果を確認するだけに止めておき、ある一定の結果が出た段階で本格的な評価を行うのが望ましいと思われます。

(1) 評価手法

評価の手法については、わかりやすく単純なものにする必要があります。目で見て分かるような評価手法としては、以下のような評価方法により点数化や数値化することが多いようです。

・加点性による評価
・減点性による評価
・定性的（質的）評価
・定量的評価

※数値化は見る人に分かりやすい（説明しやすい）半面、評価項目以外の部分については全く表に出てこない部分もあることから、当市の場合は、あまり数値にとらわれず、文章なども取り入れていく評価方法が適しているのではないかと思われます。

(2) 評価指標・基準

評価指標についても、事業のどの部分に着眼点を置いて評価を行うのかを明らかにするため、明確に定める必要性があります。

これには評価シート等を定義し、それに記入する方式が簡単で取り組みやすいと思われます。

① 指標

・協働の事業として実施したことが妥当であったか。
・協働の事業として機能していたか（市民活動団体だけで事業を実施していなかったか等）。
・互いの意思疎通・役割分担・責任の所在が明確になっていたか。
・事業目標を達成することができたか。

② 基準

基準については、次のような項目が考えられますが、全ての項目が同じウェイトではないと思いますので、点数化（数値化）する際は項目毎に重み付けが必要になると思われます。

・継続性　・先進性　・独自性　・発展性　・連携性　・・・・・など

4 評価後の取扱い

評価後に、その評価した内容をどのように活かしていくかということは、とても重要になります。協働による取組過程の改善等、次の協働の取組みをより効果的に進めるために活用すべきであると思いますので、評価後にその評価がどのように活用されるのかを明確にする必要があります。

また、評価結果の公表については、基本的には広報やホームページで公開する等、オープンにすることが望ましいと考えます。

《市民向け検討シート：記入者名　　》№１

協働事業検討シート（事前評価表）

事　業　名	

事業の概要【企画内容】

目　　的（ニーズ）	何を実現したいのか？	
背　　景	現在はどの様な状況なのか？	
目　　標	どの程度、いつまで行うのか？	
対　　象	誰に対して行う事業か？	
活動内容	具体的にどの様に行うのか？	

【事業の必要性】と【関与の必要性】

事業の必要性	地域や社会のニーズに合っているか？	
関与の必要性（アピールポイント）	組織の目的に合った活動か？私達が行う方が効果・効率的か？	
	構成員のモチベーション（やる気）はどうか？	

《市民向け検討シート：記入者名　　》№2

『協働の必要性』

ふさわしい協働の相手		行　政　　他の市民や団体（　　）
上記相手先と協働する必要性	上記との協働で行う方が効果的効率的と思われる点	
	お互いの特性を活かすことが出来ると思われる点	
その他・考慮する点		

『確認事項』（チェック項目）

協働事業として		「対等性」が確保されているか？
		「相互理解」と「相乗効果」があるか？
		「目的の共有」が出来ているか？
		「自主性・多様性」を尊重され、「自立化」が出来ているか？

『協働のパターンの選定』

パターン	委託・指定者管理制度・共催・実行委員会・補助・後援 その他（　　）

《行政向け検討シート：検討者名　　》№１

協働事業検討シート（事前評価表）

事　業　名	

事業の概要【企画内容】

目　　的	何を実現したいのか？行政目的に合っているか	
対　　象	誰（何に）対して行う事業か？	
目　　標	どの程度、いつまで行うのか？	
活動内容	具体的にどの様に行うのか？	
背　　景	現在はどの様な状況なのか？	

【関与の必要性】

公共のニーズが認められる事業か？	
行政として新たに実施すべきか？（新規事業の場合）	
行政の守備範囲か？	

《行政向け検討シート：検討者名　　》№2

『市民との協働の必要性』

市民公益活動の特性を活かせるものか？			
市民との協働で行う方が効果的・効率的か？		効　果　性	効　率　性
	メリット		
	デメリット		
その他・考慮する点			

『確認事項』（チェック項目）

協働事業として		「対等性」が確保されているか？
		「相互理解」と「相乗効果」があるか？
		「目的の共有」が出来ているか？
		「自主性・多様性」を尊重され、「自立化」が出来ているか？

『協働のパターンの選定』

パターン	委託・指定者管理制度・共催・実行委員会・補助・後援 その他（　　）

《市民向け検討シート：記入者名　　》

協働事業検討シート（事後評価表）

事　業　名	

事業についての評価　　（その他、細かな項目がある場合は、別様にて評価してください）

目標が達成されたか？	①達成された　②概ね達成された　③達成されなかった	
目標の設定が妥当だったか？	①妥当だった　②妥当ではなかった	
費用対効果はどうか？	①あった　②概ねあった　③なかった	
協働したことが妥当だったか？		どんな点がそう思ったか
	①妥当 ②妥当ではなかった	
採用した手法（パターン）は妥当だったか？	①妥当 ②妥当ではなかった	
協働相手の選択は妥当だったか？	①妥当 ②妥当ではなかった	
次年度へ向けて改善すべきこと		

協働性についての評価

協働で進めることが出来たか？	①出来た　②出来なかった
意志の疎通は出来たか？	①出来た　②概ね出来た　③出来なかった
役割・責任分担は妥当だったか？	①妥当だった　②妥当ではなかった
協働ならではの成果があったか？	①あった　②なかった
単独で行うより相乗効果があったか？	①かなりあった　②ある程度あった　③なかった
特性が発揮出来たか？	①全体的に発揮出来た　②部分的に発揮出来た ③特性を発揮出来なかった
次年度へ向けて改善すべきこと	

全体を通じての総合的な評価

《行政向け検討シート：検討者名　　》

協働事業検討シート（事後評価表）

事　業　名	

事業についての評価　　（その他、細かな項目がある場合は、別様にて評価してください）

目標が達成されたか？	①達成された　②概ね達成された　③達成されなかった	
目標の設定が妥当だったか？	①妥当だった　②妥当ではなかった	
費用対効果はどうか？	①あった　②概ねあった　③なかった	
協働したことが妥当だったか？		どんな点がそう思ったか
	①妥当 ②妥当ではなかった	
採用した手法（パターン）は妥当だったか？	①妥当 ②妥当ではなかった	
協働相手の選択は妥当だったか？	①妥当 ②妥当ではなかった	
次年度へ向けて改善すべきこと		

協働性についての評価

協働で進めることが出来たか？	①出来た　②出来なかった
意志の疎通は出来たか？	①出来た　②概ね出来た　③出来なかった
役割・責任分担は妥当だったか？	①妥当だった ②妥当ではなかった
協働ならではの成果があったか？	①あった　②なかった
単独で行うより相乗効果があったか？	①かなりあった　②ある程度あった　③なかった
特性が発揮出来たか？	①全体的に発揮出来た　②部分的に発揮出来た ③特性を発揮出来なかった
次年度へ向けて改善すべきこと	

全体を通じての総合的な評価

4-(1)-⑥ 活動の基盤整備	パブリック･コメント条例

協働のまちづくりを進めるためには、施策や計画の検討段階、いわゆる政策形成過程において、市民の多様な声を反映する機会を確保し、公正の確保と透明性の向上を図ることが必要不可欠です。

そのため、市が実施する施策や計画に対し、市民が意見を表明する権利を保障するパブリック・コメント条例の制定が望まれます。

１　パブリック・コメント条例の現状

パブリック・コメント条例については、国においては、行政手続法で定めていますが、自治体においては、国と同じ行政手続条例によるものやパブリック・コメント手続を条例、要綱等により独立し定めているもの、さらには、自治基本条例などと一体化させているものなど、その形式は様々です。

そのため､パブリック･コメント条例の現状については､次の４項目により整理を行いました。

(1) 行政手続法の改正

平成 17 年６月の行政手続法の改正（以下「改正法」という。）により、国の機関において、命令等を定める際の意見の公募など（以下「パブリック・コメント手続」という。）を定める行政立法手続が法定され、自治体に対しても、規則、審査基準、処分基準及び行政指導指針（以下「規則等」という。）について、国と同様の措置を講ずるように努力義務を課しています。

※行政手続条例は、都道府県及び市町村 1,857 団体中、1,856 団体が制定しています。

(2) 他自治体の動向

他自治体の動向としては、（表１）のとおり都道府県や政令市等で 80%以上が、その他の市町村でも約 35%が、パブリック・コメント手続を導入し、その多くの自治体が、（表２）のとおり条例、計画等（以下「条例等」という。）についてもパブリック・コメント手続の対象としています。

しかし、そのパブリック・コメント手続を、条例により定めている自治体は、（表３）のとおり少ない状況です。

（表１）パブリック・コメント手続制度の制定状況

区分／項目	都道府県	政令指定都市	中核市	特例市	その他の市町村	計
全 団 体 数	47	17	39	43	1,771	1,857
制 定 済	45 (95.7%)	15 (88.2%)	37 (94.9%)	36 (83.7%)	604 (35.3%)	737 (39.7%)

※総務省報道資料（平成 20 年 10 月 1 日現在）

（表２）パブリック・コメント手続の対象案件

区分／項目	都道府県	政令指定都市	中核市	特例市	その他の市町村	計
施策に関する方針、指針、計画等の策定又は変更を対象	44 (97.8%)	15 (100.0%)	36 (97.3%)	36 (100.0%)	582 (96.4%)	713 (96.7%)
住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定もしくは改廃を対象	34 (75.6%)	14 (93.3%)	29 (78.4%)	33 (91.7%)	496 (82.1%)	606 (82.2%)

※総務省報道資料（平成 20 年 10 月 1 日現在・各団体複数回答）

（表３）パブリック・コメント手続制度の形式別の制定状況

形式＼区分	都道府県	政令指定都市	中核市	特例市	その他の市町村	計
条例	2(4.4%)	7(46.7%)	8(21.6%)	10(27.8%)	104(17.2%)	131(17.8%)
意見公募手続条例	0(0.0%)	2(13.3%)	3(8.1%)	3(8.3%)	29(4.8%)	37(5.0%)
行政手続条例	2(4.4%)	2(13.3%)	1(2.7%)	0(0.0%)	15(2.5%)	20(2.7%)
その他の条例	0(0.0%)	3(20.0%)	4(10.8%)	7(19.4%)	60(9.9%)	74(10.0%)
規則	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	8(1.3%)	8(1.1%)
その他（要綱、要領、指針等）	43(95.6%)	8(53.3%)	29(78.4%)	26(72.2%)	492(81.5%)	598(81.1%)
計	45	15	37	36	604	737

※総務省報道資料（平成２０年１０月１日現在）

(3) 法制化の目的

法制化の目的としては、改正法では、「行政運営における公正の確保と透明性（省略）の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資する」と定めているのに対し、自治体が定めているパブリック・コメント手続では、「市民の市政への参画の促進」（横須賀市）や「協働のまちづくりを推進」（三鷹市）などのように、広く、政策や計画に民意を反映させることに意義を見いだしているものが多くなっています。

(4) 制定の形式

制定の形式としては、多くの自治体が国に先んじてパブリック・コメント手続を制定した経緯があることから、（表３）のとおり要綱等によるものが全体の８０％を超えています。

また、条例化を行っている自治体については、意見公募手続条例や行政手続条例として制定しているものに比べ、自治基本条例や住民参加条例の中に組み込み、又は連携させているものが多くなっています。

２　パブリック・コメント手続の条例化の検討

パブリック・コメント手続の条例化の検討については、先進自治体の例を参考に、条例化のタイプ、条例の名称及び目的等の基本となる７項目に分け、その項目ごとに、法定化に向けて必要な事項の検討を行いました。

(1) 条例化のタイプ

条例化のタイプについては、（表４）のとおり①規則等単独対応型、②規則等・条例等分離対応型、③規則等・条例等統合対応型の３種類計６タイプが考えられますが、その選択にあたっては、住民側から見て「分かりやすさ」を判断の基準にすることが望ましいと考えます。

なお、条例以外の手法によりパブリック・コメント手続を定めている自治体が数多く見受けられますが、条例で定めることにより、①住民参加の手続的保証、②目指すべき地域社会や行政の明確化、③条例化による議会との共通認識、④制度的な安定性が期待できることから、当市のパブリック・コメント手続については、条例により定めることが理想であると考えます。

（表４）パブリック・コメント手続の条例化のタイプ

№	規　則　等	条　例　等	備　　考
1	行政手続条例	無（要綱等のまま）	規則等単独対応型
2		意見公募条例	規則等・条例等分離対応型
3		その他条例（自治基本条例等）	
4	行政手続条例		規則等・条例等統合対応型
5	意見公募手続条例		
6	その他条例（自治基本例等）		

※ＨＰの「自治体法務ＮＡＶＩ」及び「ほーむ支援室」を参考に作成しています。

(2) 条例の名称

条例の名称については、多くの自治体で「パブリック・コメント条例」の名称を採用していますが、当市においては、この言葉が一般化していると考えにくいため、住民側から見た表現で「分かりやすさ」や「受け入れやすさ」を基本とした名称にすることが望ましいと考えます。

なお、当部会では、次のような名称が案として上がっています。

意見を聴かせて条例(7 票)	みんなの意見を集める条例(5 票)	岩沼市民の声公募条例(3 票)
開かれた市政を推進する条例(2 票)	市政への参加を推進する条例(2 票)	まちづくりに参画する条例(1 票)
言わせて聞かせて条例(1 票)		

※その他の案も提案されたが、投票（一人３票）により票の入った名称に限定し掲載しています。

(3) 条例の目的

条例の目的については、協働のまちづくりを進めるための住民参加の制度であることを具体的に表現することが望ましいと考えます。

なお、検討したキーワードの優先順位は、次のとおりです。

優先順位	1	2	3	4
直接目的	住民参加	透明性の向上	説明責任	公正の確保
究極目的	協働のまちづくり（住民との協働）	開かれた自治体（透明性）	市民自治の確立	公正な自治体 民主的な自治体

※ＨＰの「ほーむ支援室」を参考に作成しています。

(4) 条例の対象

条例の対象については、改正法では、規則等に止まっていますが、前項の条例の目的が「協働のまちづくり」を進めるための「住民参加」の制度であることから条例等を中心に据えて、規則等を加えていくことが望ましいと考えます。

なお、条例等については、次の内容を含めることが必要であると考えます。

①条例の制定改廃	②計画の策定改定
③憲章・宣言等の策定改定	④見直し条項がある条例の見直しの結果、条例改正をしないとする決定
⑤その他特に首長等が必要と認めるもの	

※ＨＰの「ほーむ支援室」を参考に作成しています。

また、緊急性のある案件や、軽微又は裁量の余地のない案件等については、改正法のようにパブリック・コメント手続を行わないことにする場合においても、改正法と同じように実施しなかった旨及びその理由を公表することについて明記することが望ましいと考えます。

(5) 意見提出権者

改正法では、意見を提出できる者を限定していませんが、先進自治体については、住民その他利害関係者を意見提出権者としているところが多く見受けられます。

そのため、意見提出権者については、意見を提出することにより利益を有さない者については、一定の範囲で制限することも必要であることから、次の者に限定することが望ましいと考えます。

なお、納税者については、次の者の中で意見提出権者とみなすことが可能であるという考えから、除いています。

①住所を有する者	②事務所又は事業所を有する者又は事業活動を行うもの	
③通勤者	④通学者	⑤利害関係を有する者

※ＨＰの「ほーむ支援室」を参考に作成しています。

(6) 手続内容

手続内容については、①案の公表・住民意見の募集、②住民意見の受付・考慮、③考慮結果の公表の３段階に分けられますが、各々次の内容により検討することが望ましいと考えます。

区　分	内　容
①　案の公表・住民意見の募集	・案の名称・意見等の提出期間・案の入手方法については、パブリック・コメントの予告制度を明文化することが必要です。 ・案の公表については、案とその関連資料の公表やインターネット等による閲覧の方法等を明文化することが必要です。
②　住民意見の受付・考慮	・意見等の提出については、住所・氏名を明示し、書面・郵便・ファクシミリ・電子メールその他適切な方法により提出するものとし、案の公表の日から提出期限までは、改正法と同じ 30 日以上とすることを明文化することが必要です。 ・意見等の考慮については、住民意見を十分考慮し、案の廃止又は修正等を検討し、案を確定（廃止）することを明文化することが必要です。
③　考慮結果の公表	・結果の公表については、提出された意見又はその概要、提出意見を考慮した結果及びその理由（案の修正内容を含む。）、公表を除外する情報（第三者利害情報）の規定、インターネット等による公表の方法を明文化することが必要です。 ・提出された意見については、意見提出者への回答（通知）方法を明文化することが必要です。

※ＨＰの「ほーむ支援室」を参考に作成しています。

(7) 手続の進行管理

手続の進行管理については、パブリック・コメント手続を行っている案件が、どの手続の段階（予告、公募、結果等）にあるのかを、住民に分かりやすく示すために、案件の一覧表を作成し公表することが必要であり、また、パブリック・コメント手続の充実のためには、一定のサイクルごとに点検され見直すことも必要であることから、進行管理を行う組織を明確化することについても検討が必要です。

(8) 条例の実施機関

条例の実施機関については、市長部局にとどまらず、パブリック・コメント手続の趣旨に沿い行政委員会等についても対象とすることが必要です。

3　パブリック・コメント手続による協働のまちづくりを進めるための住民参加の促進

パブリック・コメント手続による協働のまちづくりを進めるための住民参加の促進については、目指すべきまちづくりの目的やその手段となる「条例等・規則等」について、住民及び行政が情報や想いを共有することが必要です。

そのため、パブリック・コメント手続を行う上では、パブリック・コメントを行う案件について、真の意味で住民と行政が情報を共有するためには、行政側が、その内容を住民にとって分かりやすい情報として提供することが必要であり、そのためには、その情報をつくる職員の情報リテラシー（情報を十分に使いこなせる能力）等の更なる向上が必要になります。

また、対象となる案件によっては、住民と行政が想いを共有する手段として、パブリック・コメント手続の前に、ワークショップ、フォーラム等の実施を検討することなども必要になると考えます。

なお、意見公募手続の実施状況は、（表５）のとおりです。

（表５）パブリック・コメント手続の実施状況

		都道府県	政令指定都市	中核市	特例市	その他の市町村	計
実施件数		1,005	367	339	296	1,814	3,821
うち提出意見別の内訳	50件未満	804	276	300	254	1,693	3,327
	50件以上100件未満	75	37	23	25	67	227
	100件以上	126	54	16	17	54	267

※総務省報道資料(実施案件数は、平成19年度に意見公募手続が実施された案件数の全制定済数団体の合計)

4-(1)-⑦ 活動の基盤整備	市民活動促進条例

市民と行政が対等のパートナーとして協働のまちづくりを進めるためには、それぞれの役割や責務を正しく理解し、取り組むことが大切です。一方、市民等が行政サービスに参入するための機会を保障し、協働事業の提案などを行うための仕組みを作ることが必要不可欠であると考えます。

このことから、市の最高法規である条例によりこれらを保障するため、市民活動促進条例の制定が望まれます。

１　条例化の検討

市民活動促進に係る条例のタイプ、名称及び目的等の基本となる項目については、次のとおりです。

(1) 条例のタイプ

市民活動促進に係る法制化については、特定非営利活動促進法の制定(1998 年)以降、住民等と自治体の協働・支援の関係を条例化する自治体が増えており、その内容も千差万別であるが、条例の形態を大別すると次の３つに整理できます。

①支援型	住民等が行う公益活動等に対して、自治体が支援をすることを内容とする条例であり、住民等への支援措置として、情報提供、学習機会の保障、人材育成、活動拠点の整備、財政的支援など多様な支援措置が規定される傾向が強い。
②協働型	住民等と自治体の協働について定める条例であり、住民等の行政サービスに対する参入機会の提供といった協働事業を想定していることが特徴。
③統合型	上記、支援型と協働型の両方の内容を含む形態の条例。

また、協働のまちづくり合同会議では、広く市民参加のもとで協働のまちづくりを促進することを目的に検討してきております。そのため、条例のタイプについては、行政サービスへの市民参加を促進するためには、条例において参入機会を保障することが効果的であること、これまで各部会においては、協働のための一般的措置としての条例や基盤整備、情報の共有のあり方などの協働型による内容と、市民活動サポートセンター等の活動拠点の整備などの支援型による内容双方の検討がなされてきていることなどを考慮し、統合型とすることが望ましいと考えます。

(2) 支援・協働の対象

行政側から見た場合の支援・協働の対象としては、①非営利公益活動団体に限定するもの、②公益活動を行う住民等（住民、事業者、市民活動団体（任意団体）や特定非営利活動法人等）を取り込むものに大別することができますが、「協働のまちづくり中間報告」（H21.3）において、市民活動団体（任意団体）や特定非営利活動法人等の立ち上げへの助言・支援体制を構築する必要性を謳っているなど、これまで公益活動を行う住民等を対象と捉えて検討を行ってきた経緯があることから、本条例における支援・協働の対象は、②の公益活動を行う住民等を取り込むものとすることが望ましいと考えます。

(3) 条例の名称

条例の名称については、先進自治体の状況をみると、次のように分類することができますが、当市においては、まちづくりに対する共通の目標の実現のため、市民と行政が共に責任と役割を持ち、積極的に取り組む協働の理念を市民が想起しやすい名称とすることが望ましいと考えます。

（参考：先進自治体の条例名）

- 非営利公益市民活動促進条例　（箕面市：協働型）
- 公益活動促進に関する条例　（池田市：統合型）
- 市民公益活動促進条例　（大阪狭山市・名張市・柏市）
- 市民公益活動の促進に関する条例　（仙台市）
- 市民活動の支援に関する条例　（犬山市：支援型）
- 市民活動促進条例　（北海道・豊田市）
- 市民活動推進条例　（藤沢市・横浜市・小牧市）
- 市民協働推進条例　（横須賀市：統合型・志木市：協働型・浜松市：統合型）
- 市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例　（福井市：統合型）
- 協働のまちづくり条例　（岡山市：支援型）
- 市民まちづくり活動促進条例　（札幌市）

2　条例の内容に係る検討

条例に盛り込む項目については、各部会で検討がなされていないものや、市の所管課等との調整が未了の内容が見受けられるため、今後の行政内部での検討、調整等を踏まえ条文化する必要がありますが、この報告書では、先進自治体等の例を参考に、幅広く内容を盛り込むこととします。

(1) 条例の目的

条例の目的規定については、条例全体の目指すべき方向性を示す部分となることから、市民が愛着の持てる地域社会の実現を目指し、市民活動を促進するための制度であることを具体的に表現することが望ましいと考えます。

なお、検討したキーワードは、次のとおりです。

直接目的	市民活動の促進	行政と市民等の役割・責任の明確化	市と市民等の協働関係の構築
究極目的	愛着が持てる地域社会の実現	豊かで活力ある地域社会の実現	多様な価値観を認める地域社会の実現

(2) 条例の定義

市民活動促進に係る条例は、市民が行政と共に積極的に地域づくりに参加することを促し、その環境を整えることを主眼に置いており、市民が条例を読み、理解する上で分かりやすく、疑義が生じないよう注意する必要があることから、条例の中で用いる用語の意味を定義する必要があると考えます。

そのため、定義すべき用語及びその意見については、「協働のまちづくり中間報告書」等を踏まえ、次のものが必要になると考えます。

①市民活動

営利を目的とせず、個人、町内会、自治会、ボランティア団体、市民活動団体（任意団体）や特定非営利活動法人等により自発的に行う、不特定多数のために幅広く役立つことを目指す活動

（除外要件）

・宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
・政治上の主義を推進し、指示し、又はこれに反することを主たる目的とする活動
・特定の公職（公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第３条に規定する公職をいう。）の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、指示し、又はこれに反対することを目的とする活動

②市民活動団体

組織的かつ継続的に市民活動を行うことを目的とする団体

③事業者

主として営利を目的とする事業を行う者

④協働のまちづくり

市民、事業者、市民活動団体（任意団体）や特定非営利活動法人等及び市がまちづくりにおいて共通の目標に向かい、共に責任と自ら果たすべき役割を自覚して、得意分野や特徴を生かし、補完し合って相乗効果を生みながら積極的に「ずっと住み続けたい」または「住んでみたい」と思える満足度の高いまちづくりを進める活動

(3) 基本理念

条例の基本的な考え方を示す基本理念については、協働の原則と言われる次の４項目を中心に記載されている例が大半を占めていることから、本条例においても、協働の原則を中心に据えた基本理念を規定することが望ましいと考えます。

（協働の原則）

①対等の関係　②相互理解　③情報の相互提供・公開・共有
④市民活動の自主性・自立性の尊重

(4) 役割

市民活動を促進し、行政と市民等が共に手を携えて、より良い岩沼市の実現に取り組むためには、市民等と行政の協働関係が、単なる下請けや上下・従属の関係に変質しないように注意する必要があります。そのため、条例では協働の原則を基本として、行政と市民等がそれぞれの役割（責務）を明確にすることが必要と考えます。

区　分	期待される主な役割・責務
市　民	・行政と対等な立場でまちづくりの役割と責任を認識する。 ・協働に関する企画・実施・評価の各段階で積極的に参画する。 ・自発性に基づき協働活動を行う。
市民活動団体	・自己の責任の下に活動し、自らが持つ協働に関する情報を公開する。 ・活動が広く市民に理解されるように努める。
事　業　者	・自らが有する資源（人材、情報、施設・設備、資金等）を活用し市民活動を支援する。
市	・協働のまちづくりの促進に関する総合的な計画を策定し、施策を実施する。 ・協働のまちづくりを推進するために必要な情報を収集・発信する。 ・協働に係る認識を深めるための職員に対する研修等を実施する。 ・市民活動の拠点となる施設の提供及び備品、器具等を整備する。 ・市民活動に対する財政的支援を行う。

(5) 行政サービスへの参入機会の保障

本提言書Ｐ３７　1-(1)「条例のタイプ」において述べたように、支援型と協働型を統合した形態の条例とすることが望ましいと考えることから、本条例においては、協働型条例の考え方の中心をなす、行政サービスへの参入機会の保障について、明文化する必要があると考えます。

また、市民等の行政サービスへの参入形態については、その専門性、地域性等の特性を生かせる分野における業務の委託等が考えられますが、そのための制度・仕組みについても条例上規定する必要があると考えます。

具体的には、参入機会の提供を受けようとする市民活動団体等の登録制度や協働事業提案制度の創設等について規定する必要があると考えます。

項　目	内　　容
市民活動団体等の登録制度	・登録に係る申請方法及び必要書類、記載内容等について規定することが必要です。 ・申請のあった市民活動団体等に係る登録の判断基準について規定することが必要です。 ・登録した市民活動団体等に係る情報公開のあり方、登録取り消しの要件等についても、検討の上、規定することが必要です。
協働事業提案制度	・事業の目的、内容、実施費用など、事業提案書に記載すべき事項について規定することが必要です。 ・市民活動団体等から提案された事業の実施に係る検討方法やパートナーシップ協定の締結等、市の措置に係る内容について規定することが必要です。

(6) 協議会・審議会等

市民活動を推進するためには、本条例の進捗状況及び市民活動団体等の活動状況を把握し、適切な助言等を行うとともに、本条例の運用状況を勘案し、適切な見直し等について意見を述べることが重要になると考えます。そのため、協議会・審議会等の新たな機関の設置についても条例に規定し、所掌する具体的な事項を明示する必要があると考えます。

また、協議会等の設置に当たっては、附属機関としての審議会とすべきか、任意の協議会とすべきか、また新たに設置すべきか、既存の協議会等を活用するかなど、総合的に検討を行うことが必要です。

さらに、協議会等の委員には、行政のみならず、市民、市民活動団体、事業者等を加えることにより、市民の声を反映できる構成とすることが必要です。

(7) 市民活動の支援

市民活動を活発化するためには、その活動の拠点となる場の整備をはじめ、財政的支援、情報の提供、人材の育成支援など、様々な支援を行う必要があると考えます。

また、市民活動の支援を、より安定性の高い精度とするためには、支援の内容についても可能な範囲で条例化することが必要であると考えます。

① 市民活動の場の支援

市民活動を活発化するためには、活動の場が大切であることから、市民活動サポートセンター等の拠点となる施設を新たに設置するとともに、市内の公民館、図書館などの生涯学習施設等とのネットワークの構築についても十分検討を加え、市民活動団体等との情報の受発信が円滑に行えるようにすることが重要です。

また、市民活動サポートセンター等の拠点施設については、単なる利用施設としての位置づけでは既存施設と大差なく不十分であり、市民活動団体等との窓口機能、相談機能や研修機能を充実させるなど、ソフト面での整備が重要と考えます。

本来であれば、条例には拠点となる施設の名称や位置、求められる機能、管理の方法等について具体的に明記すべきと考えますが、市として、拠点施設の設置等についての意思決定がなされていない現時点では、これらの内容を明文化することは不可能であり、市民活動の拠点となる施設の整備、既存施設とのネットワークの充実、これらを通じた市民活動の総合的支援といった理念的な内容に留めざるを得ないと考えます。

② 財政的支援

市民活動を行う際には、活動を行うための資金の確保が大きな課題となっていることから、市民活動の自主性・自立性を損なわないよう留意し、予算の範囲内で適切な財政的支援を行う必要があると考えます。

そのため、市が市民活動へ財政的支援を行うための基金の設置について、新たに設置すべきか、既存の同種の目的のために設置されている基金を用いるべきか、あるいは、既存の同種の基金を再編・統合すべきかなど、総合的に検討を加え、条文として規定するか否かを判断すべきと考えます。

何らかの形で基金を設置すべきと結論づけた場合、その基金を財源として行う助成の方法等についても条文に規定する必要があると考えます。

③　情報面での支援

市民活動を行う際には、各種助成金や活動・イベントに関する情報をはじめ、人材に係る情報、施設の情報など様々な情報を入手することが必要となってきます。

そのため、市はこれらの情報について積極的に収集するとともに、「広報いわぬま」や各種機関紙、インターネットやコミュニティエフエムなど身近な手段を活用して積極的に提供する必要があることから、市民等が必要とする情報の収集及び提供について規定する必要があると考えます。

④　人材の育成支援

市民活動を促進するためには、それを担う人材を育成する必要があると考えます。

そのため、定期的な講座、勉強会等を開催するなどし、市民の協働意識の高揚を図るとともに、市民活動を行うリーダーの育成や市民活動を行いたい人と団体をつなげるコーディネーターを育成することが重要であり、これらの人材の育成に必要な環境づくりについて規定する必要があると考えます。

3　岩沼市らしい条例にするために

本条例を岩沼市らしい条例として有効に機能させ、市民が愛着の持てる地域社会の実現を目指すためには、行政と市民等が共通の問題意識を持ち、その解決に向け協力して取り組むことが重要です。

そのためには、本市が行っているラウンドテーブルやフォーラム、各種研修会等を通じて、行政が抱えている課題等について情報提供に努めるとともに、市民の声を集約し施策に反映させる仕組みを整備するなど、この条例により、岩沼市らしい市民活動を推進していくことが必要です。

また、この条例をより活きたものにするためには、定期的な講座や研修会等を開催し、市民及び職員の協働に対する意識の高揚を図り、協働に関するリーダーを育成することも、ますます必要になると考えます。

4-(2)-① 情報ネットワークの強化	協働情報機関紙

協働は、市民と行政が情報を共有することによって前進します。

市民の情報、行政の情報が、一方通行ではなく、双方向にするため、段階的に仕組みを作っていくことが必要です。

まず、情報発信の現状、情報の受発信はどのようになっているのかを調査・分析し、その情報が意見なのか、提案なのか、苦情なのか、情報の性格を整理して、協働に関する情報を取り上げることが大事です。

デジタルの時代だからこそ、紙ベースの機関紙をもって情報発信し、レトロ感覚で協働の情報を共有することを目指します。

1　個人が協働に参加するための情報提供・・・・・ゼロから一歩踏み出すために

① 現に、活動している個人や団体の情報
② 賛同者・ボランティアは誰なのかといった情報
③ 活動資金や人集めについての情報
④ 協働の目的や目標についての情報
⑤ 活動の場所やエリアについての情報
⑥ 協働による成功体験やアドバイスについての情報

2　活動を展開するための情報提供・・・・・活動を始めた団体を支援するために

① 打ち合わせのための会議室の情報
② 相談に対応するための書籍や情報をまとめたファイルの用意
③ 市の広報や機関紙を通じた広報活動
④ 小さな集団でも活動が認められるような情報発信
⑤ 小グループの集まりに、協働に関する情報の出前
⑥ 相手に応じた分かりやすい情報提供の工夫

3　機関紙の工夫

機関紙に企業の ＣＭ を載せることで、収益を機関紙発行費用の一部に充てるとともに、ネットワークの支援システムをつくり、人材育成、活動全般にわたる相談とアドバイスを行い、団体の活動が強化されるような情報のラインをつくることを目指します。

機関紙は市民活動サポートセンター利用の団体から記事を募って発行しますが､市民活動団体による運営が軌道に乗るまでは市民活動サポートセンター職員が取りまとめを行います。

機関紙に､ネットワークの顔となるような馴染みやすいキャッチフレーズやキャラクターを活用することによって、情報発信の促進が期待できます。また、キャッチフレーズについては、機関紙のほか、情報交流イベント、Ｗｅｂ活用による情報支援についても積極的に活用していくことが望まれます。

キャッチフレーズ

・「生きがい、ふれあい、助け合い」　・「ふれ愛、楽しみ、バイキング」
・「どお？　今日、DOW！」　・「暮らしの KON タクト」　etc

4　広報いわぬまの活用

独自の機関紙とともに、『広報いわぬま』にも、協働に関する専用スペースを設けて情報提供を目指します。

4-(2)-② 情報ネットワークの強化	IT 活用による情報交換

ネットワークの推進において、IT（※1）の活用はもはや必須となっております。

1　IT の活用

①　ホームページ

個人、企業、団体が運営するウェブサイトのことです。

②　ブログ

私的なニュースサイト、あるいは日記的なものが多く、意見表明の場として、時事問題などについて論説することもできます。

③　メーリングリスト

複数の人に同時に、電子メールを配信（同報）する仕組みで、「ＭＬ」と略されます。

用途としては、特定の話題に関心を持つグループなどで情報交換をする場合に多く利用されます。

④　メールマガジン

ネットワークの顔となるようなキャッチフレーズを浸透させ、情報発信の促進を図る場合に多く利用されます。

2　IT 活用の留意点

様々な意見を受け入れる体制､様々な団体を支援する体制を担う IT ネットワークの仕組みを、これまでの行政主導ではなく、市民が中心となって作ることが大切です。

その際は、例えば、育児ボランティアと岩沼市の協働事業として、子ども向けのイベント情報を取りまとめ、発信している「ハッピーチャイルドカレンダー」のように､「必要な人が、必要な情報を選別して、必要な人に提供する仕組み」を意識したネットワークづくりをする必要があります。

3　IT サポーターの育成

市民活動団体自らが､IT の活用により､情報のネットワーク機能を高めていくための準備が必要です。

Ｗｅｂ管理運営についても、将来的に力をつけた市民団体、もしくは市民団体の中で IT の得意な会員が集まって、管理運営できるような体制を整える必要があります。

しかし、セキュリティやネットワークの充実を図る上で、軌道に乗るまでの間は、ＮＰＯ法人等の専門的知識を持つ組織の助言を受けながら、段階的に自主運営ができるような仕組みをつくることが必要です。

(※1) IT：情報技術（英: Information Technology、略称：IT（アイティー））は、情報の処理（コンピュータ）および伝達（通信）の、工学およびその社会的な応用技術の総称。ほぼ同義語として、「通信」を明示した情報通信技術（英: Information and Communication(s) Technology、略称： ICT（アイシーティー））も用いられる。

4-(2)-③ 情報ネットワークの強化	情報交流イベント

市民活動団体が、交流会や各種イベント等へ参加することにより、他の団体の活動状況や成果などの有益な情報を収集、発信することは、市民団体間相互の連携を強化し、団体のレベルの向上に大変重要であることから、交流会やイベント、ＮＰＯ団体などが主催する研修会などの情報を積極的に発信することが必要と考えます。

また、イベントなどの開催にあたっては、各町内会などに積極的に働きかけることにより、市民活動団体の活動内容を市民に理解していただくことにつながります。

有益な情報を、適時的確に提供するための体制を整え、情報交流（ネットワーク）の仕組みを構築することは、既存団体の活動を強化し、さらに楽しく活動ができ、能力を発揮するために必要不可欠です。

このため、市民団体等が交流、情報交換を行う場として、次のような交流会、イベント等を開催する必要があると考えます。

１　市民活動団体相互の連携強化、レベルの向上を図るための交流会、イベント等の開催

(1) 定期的な情報交換会、勉強会等の開催

定期的に、他の市民活動団体を交えた情報交換会や勉強会を開催し、活動状況や成果等を外部に向けて情報発信することにより、既存団体の活動に弾みができ、更なる発展が期待できます。

(2) 市民活動まつり

市民活動団体のレベルを向上させ、団体間のネットワークを構築するためには、他の団体の活動状況などの有益な情報を共有することが必要です。

そのためには、市民活動団体が一同に集まるイベントを企画・開催することが有効であると考えます。

①市民活動まつりは、市民と行政が実行委員会などの形態をとり、協働で開催することが望ましいと考えます。

②参加した市民活動団体がそれぞれの活動成果の発表等を行う場を設けることにより、参加団体相互の交流を図り、それぞれの今後の活動に対する刺激を与える効果が得られると考えます。

③一般市民が気軽に参加、研修ができるワークショップや体験コーナーなどを設けることにより、協働を理解していただき、活動への参加を促す契機になると考えます。

２　市民同士の連帯を強化し、市民活動の基盤を醸成する行事、祭りの開催

(1) 地縁に根ざしたお祭り

人が集まり、人と人が触れ合うお祭りは、市民同士の連帯を図るという視点において、まちづくり、協働と同様の目的があると考えます。

地域社会の一員として参加できるお祭りは、人と人の連携を強め、これまで仕事一筋だった方がコミュニティデビューする最も良い機会であり、協働への扉となります。

(2) 市民が参加できる行事

より良いまちづくりの基礎となるのは、市民同士のコミュニケーションです。これまで、西地区、東地区においては、運動会を何年も継続している実績がありますが、中央地区においても同様の行事が開催できないかなど、コミュニケーションづくりのために、多くの市民が参加できるような行事を検討する必要があります。

4-(2)-④ 情報ネットワークの強化	市民ラウンドテーブル　愛称「情報どんぶり」

協働のまちづくりを推進するためには、市民等が必要な情報を収集・発信することが重要であり、市民等と行政が互いに有する情報を定期的に公開、共有することが大切です。

このため、本市では、市民と行政が一堂に会し、自由に発言、情報交換する場として市民ラウンドテーブル（情報どんぶり）（※1）を開催しています。

市民ラウンドテーブルは、一部協働で実施する取り組みを始めていますが、主に行政が企画・運営しており、市民等が重要な役割を担う協働のまちづくりを進めるためには、市民活動団体等と行政が協働で企画・運営していく仕組み作りが必要です。

【市民ラウンドテーブルの機能】

1　市民、職員の参加を促進する土台

多くの方が、新しいことに踏み出すことは躊躇しやすいものですが、その意識をどう変えるかが課題です。

市民ラウンドテーブルは、窓口の広いテーマで、市民と行政が意見交換をする重要な手段であり、市民と職員が同じテーブルで話し合いを持つことは協働で事業を進めていく上での貴重な土台となるものです。情報の受発信は様々な方法で行われますが、様々の分野で活動している市民と行政が直接情報を交流させる顔の見えるスタイルは、人と人の繋がりを深め人脈を築きます。難しい課題に直面したときは、それぞれの得意分野を持ち寄り協働で取り組む足掛かりになります。

2　話し合いに慣れる

従来市民と行政の関係は、行政が行う事業及び行った事業に対し、市民が意見要望を言うというものが多く、課題解決に向かい共に取り組む話し合いは多くありませんでした。市民ラウンドテーブルは気軽に自分たちの持っている情報を公開し共有できるため、上下関係なく自分の意見を言い、そして相手の意見を聞くというスタイルが経験できます。そのことにより必要時、必要な人と誰とでも組んで活動できるコミュニケーション能力が高まります。会議の進め方や意見の引き出し方，問題点の洗い出し方法などの技術を向上させるための研修を取り入れることにより、さらに課題解決能力が身につきます。

3　市民が意見を自由に言う場の確保

パブリック・コメントや意見交換会など市民が意見を言える機会はありますが、まだ市民に充分浸透していません。また、推進会議や検討委員会のように、委員が決められているものに関しては固定した市民の意見しか反映されません。市民ラウンドテーブルは、検討途中の内容についても、委員でない一般の市民が意見を自由に言う場としても有効に活用できます。

4　課題解決に向けたステップアップ

市民ラウンドテーブルから出た課題について、自主的な課題解決のための市民活動が生まれます。

公共の課題を解決に向け、志のある市民がまとまり活動を始めるきっかけになります。個人では活動ができなくても、グループになることで活動できるようになることがあります。それは行政との協働事業に発展することも充分期待できます。

例：市民活動団体一覧表の作成

「活動したいと思っても、市内にどんな団体があるかわからない。」また、「どこに聞きに行けばよいか分からない。」などの悩みを解決するため、市民団体の情報が一目で分かる情報誌を作成するプロジェクトチームが市民ラウンドテーブルより生まれました。

また、この企画は、平成 22 年度市民提案事業として採択されました。

（※1）市民ラウンドテーブル：ラウンドテーブル（円卓）に座るように肩書き抜きで参加し、何ものにも強制されず、自由に発言し情報交換する場です。

4-(2)-⑤ 情報ネットワークの強化	協働人材バンク

市民の力をまちづくりに活かしていくためには、幅広い知識や経験を有する個人やボランティア団体、特定非営利活動法人等の市民活動団体などの人材情報をデータベース化するとともに、市民と行政が共有し、提供するシステムを構築することが必要です。

このような人材バンクを構築することにより、市民活動に取り組む際に必要となる情報やノウハウを有した個人や団体を探しやすくなるとともに、個人や団体のネットワーク化を図るためにも有効です。

(1) 市民活動団体等に係る情報収集

人材バンクに登録する市民活動団体等に係る情報収集については、次のような方策が考えられます。なお、これらの方法により収集した情報を発信する場合には、個人情報の保護などに十分配慮し、情報を開示することに関し了承を確実に得ることが必要不可欠です。

① NPO 法人

活動拠点が市内にある NPO 法人については、県または内閣府から認証を受けていることから、団体の情報を把握することができると考えます。

② 市民活動に取り組む団体等

本市においては、これまでも様々な分野で協働による取組みを行ってきていることから、関係部署が有する情報を一元化することにより、ある程度の情報量を確保することが可能であると考えます。

③ 幅広い知識や経験を有する個人

各部署において実施している協働推進人材養成講座などの各種研修会への参加者や、研修会、講演会などの講師経験者などの情報を一元化することにより、幅広い知識や経験を有する方々の情報をデータベース化することが可能と考えます。

(2) 人材情報の一元化

人材バンクを構築、運営していくためには、情報の一元化が必要となります。これまで、各部署において把握していた情報を、市民活動を支援するための総合窓口となる部署、あるいは市民活動サポートセンターなどに集約し、誰もが気軽に検索できるシステムを構築することが必要です。

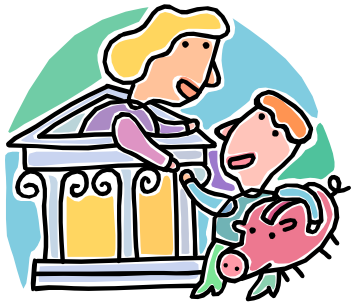

4-(2)-⑥ 情報ネットワークの強化	市民活動便利帳

市民活動に必要な情報及び、市民活動を立ち上げるのに必要な情報を提供することを目的とします。

市民活動に参画したい人には、活動に立ち向かうきっかけとして、活動を拡大・発展・促進を目指す団体にはヒントとなるもの、及び活動を立ち上げたい人には役立つ情報を、また、協働を考えている市民・団体が欲する情報を一覧にして提供します。

＜内 容＞

① 市民活動団体の活動内容と連絡先

② 協働とは何かの解説

③ お役立ち情報

- 市の協働、市民活動に関する相談窓口
- 社会貢献をしている企業と内容
  （例えば、清掃活動・美化活動・募金活動・リサイクル活動・ホール貸出・市民活動団体イベントの協力など）
- イベント時の許可申請先
- 公共施設一覧
- 助成金制度や NPO ファンド、企業助成の情報
- マスコミ各社の問合せ先
- イベント開催の仕方、ボランティア募集方法、PR の仕方の解説

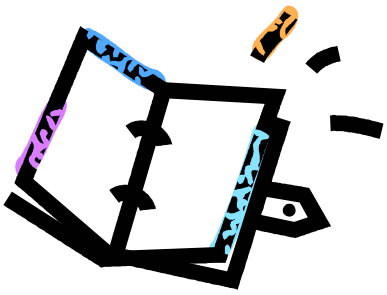

4-(3)-① 人材・市民活動団体の育成	協働推進人材養成講座

市民活動を促進し、協働を促進するために、人（団体）づくり『育成・発掘』が必要です。

市民及び職員が協働の意味を理解し、意欲をもち、「市民活動・行政の協働を推進する人材」「市民活動の推進役を担う人材」、「拠点地区となる市民活動サポートセンターを運営する人材」を育成することが大切になります。

1　協働を理解するための基本講座、推進リーダー養成のための実践講座、推進リーダースキルアップのための、推進講座を設けます。

2　検定制度（特典付）を設け、受講者の意欲を高める講座とし、人材が育つ仕組みをつくります。

3　継続性を持たせるため、毎年、下記の講座を設けます。

名称	基本講座	実践講座	推進講座
対象	一般市民・職員	基礎講座修了者	協働に携わっている、実践講座修了者（3 年ごとに更新）
内容	広く、啓発するために、月 1 回の定期開催と、出前講座をとりまぜます。 ・協働とは何かを理解する ・協働の事例紹介 ・演習	推進リーダーの養成講座として設けます。 ・協働の進め方のノウハウ ・行政情報の公開について ・事例先見学 受講後、検定を行い合格者は登録（カード発行）し、協働する場合の特典をつけます。	推進リーダーのスキルアップ講座にし、パイプ役・サポートセンターのリーダーとしても、育成します。 ・スキルアップのためのカリキュラム ・グループワークで、参加型、体験型の研修にします。 受講後、検定を行い、合格者（カード発行・マイスター印のグッズ、例えば筆記用具等を贈与）は協働マイスターとして人材バンクに登録して、必要に応じ活動できるようにします。

4-(3)-② 人材・市民活動団体の育成	市民活動団体共育サポート

協働を推進し、継続していくためには、行政と対等な立場でまちづくりの役割を担う市民活動団体を育成するとともに、他の市民活動団体との交流により有益な情報の共有を図るなど、市民活動団体をサポートする必要があります。

1　市民活動団体育成講座

市民活動団体が、その組織を維持・継続して運営していくためには、会計管理や広報力、インターネットの活用等に関する知識と能力が必要となることから、これらの基本的なマネジメント研修などを行う育成講座の実施が必要です。

(1) 実施にあたっては、市民活動サポートセンターが主催し、年２回程度、専門の講師による講座を実施することが望ましいと考えます。

(2) 主な講座内容としては、次のものが考えられます。

① 運営方法

会計管理、助成金、市民団体活動サポートファンドなど、安定した組織運営に欠かせないマネジメントの手法を学びます。

② コミュニケーションスキル

組織活動を維持し、他の団体や行政との交流を図る上で重要なコミュニケーションのとり方の基本的な技術を学びます。

③ 情報収集

団体のレベル向上のために、行政の情報を収集したり、他の団体の活動状況などの情報の共有の仕方を学びます。

④ プレゼンテーションの手法

活動内容を的確に伝える手法を学びます。

⑤ イベントの企画方法

イベントを実施する際の企画、立案の方法を学びます。

⑥ ＰＲの方法

活動を広めるための、チラシやミニコミ紙の作成方法、ネットワークを推進するために必要となるＷｅｂの活用方法等を学びます。

2　先進地との交流

市民活動団体が、常に刺激を受け、新しい感性を取り入れ、地域にこだわらない幅広い情報を得るためには、他市町村における活動団体をはじめとし、ＮＰＯ法人等も含め、視察や交流の機会を定期的に設けることが必要です。

交流の内容は、活動内容から団体運営に必要な知識に至るまで、各団体のニーズに合わせた幅広い内容とすることが重要です。

市民活動団体が、同様の活動目的の団体のみならず、目的を異にする他の団体と交流することにより、地域と分野を越えた情報のネットワークが形成され、より広範な活動の広がりが期待できます。

3　市民活動まつり等の各種イベントへの積極的な参加

様々なイベントへの積極的な参加を促すことで、他の市民活動団体と交流し、活動の成果発表などを行うことにより、互いに刺激を受け、モチベーションを高めることができます。

4-(3)-③ 人材・市民活動団体の育成	職員の協働研修

協働の職員研修については、市民活動に関する行政情報を含めた情報の共有と職員の意識改革を含めた協働に係る資質の向上を図るため、次のような研修を行うことが必要です。

1　市民活動に関する情報の収集と共有化に関する研修

各部署で把握している市民活動に関する情報の収集とその共有化を図るために、次のような研修を行い、かつ、実践において、その能力向上に努めるべきであると考えます。

(1) 情報リテラシー（※1）の向上に関する研修

① 情報セキュリティに関する研修
② 個人情報保護に関する研修
③ ホームページ等の作成及び運用に関する研修

(2) 必要な情報を選択・発信することのできる能力を高める研修

① 市民活動を理解する研修
② 情報を収集する手法に関する研修
③ 言葉や文書における表現力向上に関する研修

2　職員研修の充実

市民活動に対する職員の認識を深め、市民との信頼関係の醸成を図っていくためには、職員の意識改革とともに、職員一人ひとりが市民活動に対する理解を高めることができる、次のような研修を行い、かつ、実践において、その能力向上に努めるべきであると考えます。

(1) 協働に関する基本的な研修の実施

① 協働の基礎知識に関する研修
② 協働評価に関する研修
③ ＮＰＯに関する研修

(2) 協働を実践するリーダーの育成

① ファシリテーター研修
② ワークショップ研修
③ コーディネーター研修

(3) 市民活動への協力と積極的な参加・共育「市民と共に育ちあう」

① 協働に関する各種フォーラムや会議への参加
② 各部署における協働事業の一つ以上の実施
③ 自治体や活動団体との交流

（※1）情報リテラシー：情報の活用能力。情報を使いこなす力を意味します。

4-(3)-④ 人材･市民活動団体の育成	人づくりワークショップ

協働によるまちづくりを進める際に生じる様々な課題を解決する手法を、体験を通して学ぶことは大変重要です。

ワークショップの期待される効果としては、参加者同士の体験共有、意見表出（ブレインストーミング(※1)）、創造表現、意見集約、その他のコミュニケーションを深めること等があり、ワークショップを行うことにより、市民間だけでなく行政との合意形成が円滑に進むことから、課題解決がしやすくなるといったメリットがあります。

協働に取り組むには、話し合いの過程が大変重要であり、話し合いを重ねることで愛着と志を持ち、まちづくりに取り組む人を育てることにつながります。

実際にワークショップを行う際には、漠然と集まって話合いを重ねても、論点が拡散してしまい、散漫な話し合いとなってしまう恐れがあるため、進行役としてのファシリテーターが課題や論点を整理したり、助言をするなど、話し合いが円滑に進むように行う必要があります。

１　人づくりワークショップ企画

(1) 人づくりワークショップ実行委員会の設置

市民と職員による実行委員会を設置し、ファシリテーターの養成やワークショップの内容を企画します。

事務局は行政が担う場合と市民活動サポートセンターの機能として行う場合など、様々な形態が考えられますが、より効果的な運営などについて検討する必要があります。

(2) 人づくりワークショップ実施方法

①ファシリテーター養成

まちづくりに興味のある人及び協働人材バンク登録者を対象に、ワークショップの進行役となるファシリテーターを養成します。養成後は、様々なワークショップのファシリテーターとしての活躍が期待できます。

②関係機関との連携によるワークショップの開催

・公民館との連携・・・各公民館の社会教育行事として人づくりワークショップを加えてもらう。

・町内会との連携・・・町内会で地区の困りごと解決編ワークショップを開催。

・学校との連携・・・・小学校・中学校のＰＴＡと連携し、夏休み等の長期休暇を利用した行事や PTA 行事等で子どもまちづくりワークショップを開催。

・企業との連携・・・・まちづくり地域貢献についてのワークショップを開催。

③ワークショップ報告会の開催

年 1 回、各地で開催したワークショップの内容や参加者の感想をスライドショームービーにまとめ紹介します。一番興味深いワークショップを行ったところには、ワークショップ大賞を贈り、広報で紹介します。

（※1）ブレインストーミング：５～10 人位のグループで、自由な雰囲気で他を批判せずに、参加者がアイデアを出し合い、最終的に一定の課題によりよい解決を得ようとする方法。

2　講師

まちづくりに関するワークショップの経験豊富な講師の指導のもとに実施します。回数を重ね、慣れてきたら、養成されたファシリテーターがワークショップを実施していきます。

3　ひとづくりワークショップを次につなげるために

・参加者一人ひとりの趣味や特技、人より優れていることなどを引き出す工夫を取り入れます。
・毎回、実行委員会はワークショップ後に反省会を実施し、みんなで内容や課題などを共有しあいます。
・町内会長等地域のお世話役の協力を得ながら実施することが大事です。
・毎回、ワークショップ終了後にその様子を会議録にまとめ、関係者に配付するとともに、定期的に広報や会報でお知らせします。

ワークショップの例

いくつかのグループに分かれ、出されたテーマについて、カード（大きめの付箋紙）に思いついたことを書き出している様子。

集まったカードを分類していく作業。同じ内容のものをグループピングし、まとめていきます。

（ＫＪ法※１）

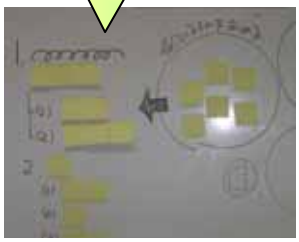

最後に各グループでまとめた内容を発表します。

（※１）ＫＪ法：カードを使い、発想をまとめるための一つの手法です。あるテーマについて、自由にカードに記述し、そのカードを似ている内容ごとに分類、図解しまとめていきます。グループでの作業にもよく用いられ、「創造性開発」（または創造的問題解決）に効果があるとされています。

4-(3)-⑤ 人材・市民活動団体の育成	出前講座

個人が協働に参加しやすくするために、自分の目的にあったサークル探しや、やってみたいことの相談に分かりやすく応えられるメニューを取り揃えます。

積極的に活動拠点からまちに出かけて協働の『出前』プレゼンテーションを行い、ネットワークづくりを推進します。

情報を提供する対象者に合わせ、活動団体運営者には団体運営の支援、補助育成、人材育成（研修会）に関する情報を、市民には、市民に協働を理解してもらうための情報や、各団体の行事・お知らせなどの活動状況を、サービスの利用希望者には、サービスに関する情報（種類、内容、利用料、団体の名称）を、活動参加希望者には、構成員を募集している団体に関する情報（活動の種類、内容、団体の概要）を提供できるようにします。

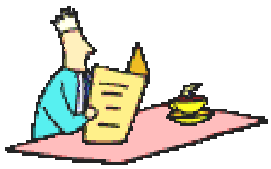

【出前講座のお品書き】

1　個人が協働に参加するための内容
- 町内会、PTA などのレクリエーションの中で学べるゲーム形式の楽しい学習　など

2　活動を展開するための内容
- いいチラシの作り方
- イベントへの上手な誘い方
- いい雰囲気を作るためのしゃべり方の講座　など

3　行政から聞きたいこと（市の行政情報）
- 予算のこと
- 制度のしくみ・・・ここがよく分からないと実現できる要望が出てこない
- ごみの出し方（リサイクルを進めるために）　など

4　NPO から聞きたいこと（市民団体等の活動情報）
- お金をかけないで協働をするために
- 協働でこんなこともできます
- 協働の成功談・失敗談あれこれ

ゼロから 1 への距離は、1 から千までの距離より大きい。

4-(3)-⑥ 人材・市民活動団体の育成	協働のインセンティブ（動機付け）

協働に取り組む際には、市民一人ひとりが、その自発性に基づき活動に取り組むことが重要であることから、楽しみながら活動に参加するための動機やきっかけがあると、市民活動等に参加しやすくなると考えます。

1　コラボポイント(※1)の活用

コラボポイントは、特に、協働の取組みを複数の団体が協働して行うことを推奨するために、このような活動に対しポイントを与え、そのポイントに応じて市民活動サポートセンターの会議室優先使用権や機関紙の優先掲載権、コピーの無料使用券などの活動に役立つ特典が得られるといったシステムです。

協働することにより楽しさを感じることで、団体自体のモチベーションやレベルの向上を図ることを目的にしています。また、異なる目的を持つ複数の団体が協働して取り組むことにより、情報のネットワークが生まれることが期待できます。

なお、実施にあたっては、次の点について検討する必要があると考えます。

- ポイントが発行される活動の基準とポイント数
- ポイントの発行と管理の主体
- ポイントカードや申請書類等の様式
- 特典の内容とそれに伴う経費

2　私のルール

電車で席を譲ったり、困っている人を助けてあげると、ほのかな温かみを感ずるだけでなく、いつか、いいことが起こりそうな予感がします。これを転じて、自分の希望を一つ叶えることができたら、協働や地域行事などに参加するというのが「私のルール」です。

コラボポイントが、協働に参加することで、援助を受けるシステムとしたら、私のルールは、自分の喜びをもとに社会貢献をしようとする考え方です。

協働による達成感を体感することにより、また協働に参加してみたくなります。この喜びが、まちづくりのエネルギーに変わることを期待するものです。

- メタボ対策の時代。ダイエット１kgが成功したら...。
- タバコの値上がりを機会に、禁煙ができたら...。

エピソード 1

ソフトバンクホークスの和田投手は、『世界の子供にワクチンを』というＡＣ広告に出演しました。
１球投げるごとに、ワクチン 10 本を贈ります。子供たちの笑顔を増やすと同時に、自分自身の励みにもする『私のルール』を作りました。
寄付行為やボランティアを、自分の励みとして、楽しみながらやるものに変えたのです。

エピソード 2

楽天イーグルスの山崎選手は、21 年のシーズン始めに、ホームラン１本打つごとに 10 万円、盗塁１回につき 20 万円寄付しますという、自らの目標を決めました。これも『私のルール』です。

（※1）コラボポイント：協働の活動を団体間で組んですることを特に推奨し、活動に対して得点を与え、活動をする上でメリットが得られるようにすることで、やる気を盛り上げるシステムのことです。

岩沼市協働のまちづくり推進会議・岩沼市協働のまちづくり検討委員会名簿

岩沼市協働のまちづくり推進会議(市民)

	役職	氏　名	備　考
1	座長	(アドバイザー) 大 滝 精 一	学識経験者 東北大学大学院教授
2	副座長	伊 藤　博	町内会関係者
3	副座長	伊 藤 紀代子	市民活動団体関係者
4	委員	伊 藤 四 郎	町内会関係者
5	委員	河東田 利 昭	産業経済関係者
6	委員	鎌 田 健 一	町内会関係者
7	委員	木 村　基	市民活動団体関係者
8	委員	國 井 隆 平	市民活動団体関係者
9	委員	鈴 木 正 信	市民活動団体関係者
10	委員	髙 橋 京 子	産業経済関係者
11	委員	丸 田 昭 一	市民活動団体関係者
12	委員	宮 部 淳 子	福祉活動関係者
13	委員	渡 邉 美恵子	市民活動団体関係者
14	委員	安 達 孝 行	市民 （21.5.19退任）
15	委員	田 中 祥 介	公募市民 （20.12.18退任）

岩沼市協働のまちづくり検討委員会(職員)

役職	氏　名	所　属	職名
委員長	星　ふ さ 子	健康福祉部子ども福祉課	課長補佐兼係長
副委員長	菅 井 秀 一	建設部都市計画課	主幹兼係長
委員	相 澤 秀 樹	健康福祉部社会福祉課	主査
委員	岩 渕 倫 子	総務部税務課	主査
委員	大 友 和 子	健康福祉部健康増進課	技術主幹
委員	小 野　学	建設部下水道課	技術主査
委員	川 村 一 仁	建設部下水道課	技術主査
委員	斎　登 美 子	総務部税務課	主幹
委員	佐 藤 由 実 子	健康福祉部健康増進課	技術主査
委員	佐 藤 義 幸	建設部下水道課	技術主査
委員	佐 野 玲 子	健康福祉部健康増進課	技師
委員	高 橋 弘 昭	総務部税務課	主幹兼係長
委員	新 妻 敏 幸	総務部政策企画課	係長
委員	渡 辺 多 恵 子	農業委員会事務局	主査

※委員は五十音順

協働講師	加 藤　哲 夫	せんだい・みやぎNPOセンター代表理事

＜地域づくり課題研究支援事業＞

宮城県企画部地域振興課	
日 地 谷　聡	地域振興第一班 主幹
三 塚　秀 樹	地域振興第一班 技術主査
伊 藤　博 人	地域振興第三班 主査

＜事務局＞

総務部	森　達 郎	部　長	
さわやか市政推進課	安 住 智 行	課　長	
	石 垣 千 佳 子	市民参画係	主幹
	森　俊 幸	広報係 兼市民の声係 兼市民参画係	主査
	佐 々 木 美 歌	広報係兼市民参画係	主事

敬称略

岩沼市協働のまちづくり推進会議・岩沼市協働のまちづくり検討委員会

会 議 開 催 経 過

平成１９年度		岩沼市協働のまちづくり推進会議（市民）	岩沼市協働のまちづくり検討委員会（職員）
2月	2月22日		検 討 委 員 会
3月	3月13日	合 同 会 議	

平成２０年度		岩沼市協働のまちづくり推進会議（市民）	岩沼市協働のまちづくり検討委員会（職員）
4月	4月23日	合 同 会 議	
5月	5月19日	合 同 会 議	
6月	6月18日	合 同 会 議	
7月	7月17日		検 討 委 員 会
	7月23日	合 同 会 議	
8月	8月4日	検 討 委 員 会	
	8月19日		検 討 委 員 会
		合 同 会 議 （ファシリテーター研修）	
8～9月	協働に関する市民団体への聞き取り調査		
9月	9月24日		検 討 委 員 会
	9月25日	推 進 会 議	
10月	10月22日		検 討 委 員 会
	10月30日	推 進 会 議	
11月	11月10日		検 討 委 員 会
	11月17日		検 討 委 員 会
	11月21日	合 同 会 議	
	11月27日		検 討 委 員 会
12月	12月16日	推 進 会 議	
	12月24日		検 討 委 員 会
1月	1月13日		検 討 委 員 会
	1月15日	推 進 会 議	
	1月20日	推 進 会 議	
	1月27日		検 討 委 員 会
2月	2月3日	合 同 会 議	
	2月5日		検 討 委 員 会
	2月16日	推 進 会 議	
	2月27日		検 討 委 員 会
3月	3月9日		検 討 委 員 会
	3月13日		検 討 委 員 会 （中間報告書提出）
	3月17日	推 進 会 議 （中間報告書提出）	

【協働に関する市民団体への聞き取り調査】
○期間：平成20年8月～9月
○聞き取り団体数：推進会議実施8団体、検討委員会実施5団体
（平成20年度岩沼市の協働の実施状況調査より、各課等から協働事業として報告された事業を担う市内の市民団体、他近隣市町村において、協働で事業を実施している団体に聞き取り調査をしました）

平成21年度　岩沼市協働のまちづくり推進会議･岩沼市協働のまちづくり検討委員会

会　議　開　催　経　過

部会(検討内容) ＼ 会議開催状況		第1部会 総論 ・中間報告書すりあわせ	第2部会 環境整備 ・市民活動サポートセンター ・行政組織の体制整備（総合窓口）	第3部会 環境整備 ・情報の共有 ・ネットワーク	第4部会 環境整備 ・人材育成 ・市民団体育成	第5部会 制度整備 ・パブリックコメント条例 ・市民活動促進条例	第6部会 制度整備 ・協働の手引き ・協働の評価
4月	検討委員会(1)	4月13日					
	合同会議(1)	4月21日					
5月	部　会	5月8日	5月9日	5月8日	5月19日	5月8日, 5月19日	5月11日
	合同会議(2)	5月19日					
	ファシリテーター研修	5月25日					
	協働のまちづくり ラウンドテーブル	5月30日					
6月	視　察	6月19日					
	部　会		6月9日, 6月19日	6月24日	6月19日	6月3日, 6月19日	6月18日
	合同会議(3)	6月30日					
7月	部　会		7月16日	7月15日	7月23日	7月16日	7月15日
8月	部　会	8月17日	8月6日, 8月27日	8月5日	8月5日	8月5日	メールにて意見調整
	合同会議(4)	8月18日					
	検討委員会(2)	8月31日					
9月	部　会		9月18日	9月7日, 9月18日	9月16日	9月16日	メールにて意見調整
	検討委員会(3)	9月28日					
10月	部　会	10月5日, 10月12日	10月2日, 10月14日	10月2日, 10月8日	10月16日		メールにて意見調整
	合同会議(5)	10月27日					
11月	部　会	11月28日, 11月30日	11月6日	11月5日	11月5日, 11月30日	11月30日	メールにて意見調整
12月	部　会		12月4日	12月9日			
	合同会議(6)	12月15日					
1月	部　会		1月7日				
	合同会議(7)	1月19日					
2月	提言書提出	2月10日					
	部会開催数	6	12	9	8	8	3

合同会議	7回
各部会	3～12回

※ファシリテーター研修
・期日：平成21年5月25日　17:30～20:30
・場所：岩沼市役所
・参加者数：推進会議委員6人、検討委員会委員13人
・内容：会議を上手に進める進行役になるための研修

※視察
・期日：平成21年6月19日
・視察先：多賀城市民サポートセンター
・参加者数：20 名

※協働のまちづくりラウンドテーブル
・期日：平成21年5月30日　10:00～12:00
・場所：岩沼市民会館
・参加者数：40名（一般市民22名、推進会議委員7名、検討委員会委員11名）
・テーマ：「市民協働のまちづくり」

岩沼市協働のまちづくり推進会議・岩沼市協働のまちづくり検討委員会　部会名簿

部会	岩沼市協働のまちづくり推進会議（市民）			岩沼市協働のまちづくり検討委員会（職員）			
	氏名	分野	備考	氏名	所属	職名	備考
第１部会				小　野　　学	建設部下水道課	技術主査	委員
				佐 藤　義 幸	建設部下水道課	技術主査	委員
第２部会	伊　藤　　博	町内会関係者	副座長	岩 渕　倫 子	総務部税務課	主査	委員
	鈴 木　正 信	市民活動団体関係者	委員	星　ふ さ 子	健康福祉部子ども福祉課	課長補佐兼係長	委員長
	宮 部　淳 子	福祉活動関係者	委員				
第３部会	高 橋　京 子	産業経済関係者	委員	佐藤　由実子	健康福祉部健康増進課	技術主査	委員
	丸 田　昭 一	市民活動団体関係者	委員	高 橋　弘 昭	総務部税務課	主幹兼係長	委員
	渡辺　美恵子	市民活動団体関係者	委員				
第４部会	伊藤　紀代子	市民活動団体関係者	副座長	相 澤　秀 樹	健康福祉部社会福祉課	主査	委員
	伊 藤　四 郎	町内会関係者	委員	大 友　和 子	健康福祉部健康増進課	技術主幹	委員
第５部会	河東田　利昭	産業経済関係者	委員	斎　　登美子	総務部税務課	主幹	委員
	木 村　　基	市民活動団体関係者	委員	菅 井　秀 一	建設部都市計画課	主幹兼係長	副委員長
				日地谷　　聡	宮城県企画部地域振興課	主幹	委員
				渡辺　多恵子	農業委員会事務局	主査	委員
第６部会	鎌 田　健 一	町内会関係者	委員	伊 藤　博 人	宮城県企画部地域振興課	主査	委員
	國 井　隆 平	市民活動団体関係者	委員	川 村　一 仁	建設部下水道課	技術主査	委員
				新 妻　敏 幸	総務部政策企画課	係長	委員
				三 塚　秀 樹	宮城県企画部地域振興課	技術主査	委員

（敬称略・五十音順）

岩沼市協働のまちづくり推進会議設置要綱

（設置）

第１条　広く市民参画のもとで協働のまちづくりを促進するため、岩沼市協働のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（組織）

第２条　推進会議は、委員１５名以内をもって組織する。

２　委員は、市民、市民活動団体関係者、町内会関係者、産業経済関係者、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長及び副座長）

第４条　推進会議に、座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

２　座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

３　副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　推進会議は、座長が招集し、その議長となる。

２　推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

３　座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

（所掌事務）

第６条　推進会議は、協働のまちづくりを促進するために必要な事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

（部会）

第７条　推進会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会に属する委員は、座長が指名する。

３　部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

４　部会長は、部会を統括し、部会の会議の経過及び結果を推進会議に報告する。

５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

６　第５条の規定は、部会の会議について準用する。

（庶務）

第８条　推進会議の庶務は、さわやか市政推進課において処理する。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附　則

この告示は、平成２０年１月２２日から施行する。

岩沼市協働のまちづくり検討委員会設置要項

平成 20 年 2 月 8 日　市長決済

（設置）

第１　協働のまちづくりを推進するため、庁内に協働のまちづくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第２　委員会は、別表の職員からなる委員で組織する。

２　委員会に委員長及び副委員長をおき、委員の中から市長が指名する。

（責務）

第３　協働のまちづくりを推進するために必要な事項について、岩沼市協働のまちづくり推進会議と連携して検討し、その結果を市長に報告する。

（会議）

第４　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員長が不在のときは、副委員長が議長となる。

３　委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させることができる。

（部会）

第５　委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

２　部会に属する委員は、委員長が指名する。

（庶務）

第６　委員会の庶務は、さわやか市政推進課において処理する。

（期間）

第７　委員会の設置期間は、市長に最終報告を行うまでとする。

岩沼市協働のまちづくり推進会議・岩沼市協働のまちづくり検討委員会

協働のまちづくり提言書

提出/平成 22 年 2 月

事務局／岩沼市総務部さわやか市政推進課市民参画係
〒989-2480　岩沼市桜 1 丁目 6-20
TEL：0223-22-1111(内線 643)　　FAX：0223-22-2143